

平成26年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成26年6月10日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年6月10日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 米山知子君 ・農業振興地域(農振)の見直しについて
- 2 林光政君 ・自治公民館について
・川南町育英会奨学金について
- 3 内藤逸子君 ・学童保育拡充の課題と子ども子育て支援について
・戦後開拓政策による町有貸付林の現状と課題
・MBR立地の原点に立ち悪臭根絶を
- 4 川上昇君 ・MCIと認知症への取り組みについて
- 5 児玉助壽君 ・太陽光発電設置事業による土地の乱開発防止対策について
・石井記念川南保育園建設において補助金は適正に運用されているのか

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日 高 昭 彦 君	副町長山村 晴雄 君
教育長木 村 誠 君	会計管理者・ 会計課長橋本 正夫 君
総務課長諸 橋 司 君	まちづくり課長永友 尚登 君
産業推進課長押 川 義 光 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長村 井 俊 文 君	環境水道課長大山 幸男 君
町民健康課長三 角 博 志 君	教育課長米田 政彦 君
福祉課長篠 原 浩 君	税務課長杉尾 英敏 君
代表監査委員中 村 守 君		

午前9時00分開議

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1 「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 皆様、おはようございます。質問に先立ちまして、さきの6月4日の豪雨に際して、川南町内各地で大変大きな被害が出ているような模様でございます。それにつきましては、災害に遭われた方に本当に心からお見舞い申し上げるとともに、その災害復旧に対して、今もいろんなところで御苦労なされてる方々に、これからも一日も早い復旧を目指して頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

さて、通告書に基づき質問をいたします。

我が町は農業を基幹産業にし、平成9年に出されている川南町農業振興地域整備計画書によりますと、6,979ヘクタールを農業振興地域として、そのうち農用地区域、いわゆる青地が3,321ヘクタール、農用地区域外農地、いわゆる白地が3,658ヘクタールとなっております。しかしながら、近年の農地の状況は、農業経営の変化や農業従事者の高齢化、後継者不足により、かつては立派な農地であったところが耕作放棄地となり、原野と化しているところが広範囲に見られます。

特に、私が今回質問をいたします国営開拓パイロット事業跡地、いわゆるオレンジベルトの跡地は、265ヘクタールを柑橘園造成事業としてミカンの栽培を始めたところですが、昭和63年から平成2年にかけて実施された柑橘園地再編対策事業、つまりミカン園の減反で多くの農家がミカンの栽培をやめて以来、放置されたままの状態です。今までにも何度かこのオレンジベルト跡地をどうするのかといった意見は出されておりますが、農用地区域、いわゆる青地であるので転用は難しいとか、農用地区域の除外は県がなかなか認めないというようなことで、そのまま放置されております。

年月がたつにつれ、樹木は大きく成長し、今ではここが農地であったということをわからなくなっている状態です。ことしは農業振興地域の見直しが予定されているということですが、現在の町内の農用地区域を見たときに、このオレンジベルト跡地だけでなく、本当に農業の振興が図れる農地であるのかといったところも見受けられます。

本来、青地とは今後10年以上にわたり農業利用を確保する農地として、農業以外の利用を厳しく制限されている農地のはずですが、農業経営の変化や農業従事者の変化に対応することなく、40年前の指定がそのまま見直されることなく継続されている現状は、地域の発展の妨げになっていると言っても過言ではありません。

そこで、まず町長は農業振興地域、農用地区域の現状をどう考えていらっしゃるのか、また、これの見直しに当たっては、どのような観点で行うのかお尋ねいたします。

また、法律によりますと、市町村はおおむね5年ごとに現況及び将来の見通しについての調査を行うものとなっておりますが、直近ではいつ行われたのか、また、今後の予定はいつかをお尋ねいたします。

さらに、さきに申しあげましたオレンジベルト跡地については、今後どのように取り扱っていく考えなのか、農用地区域の農地のままでいくならば、どのような農業をしていったらよいと思うのか、お考えをお聞かせください。

逆に、農用地としての利用が難しいと判断し、県が農用地区域の除外を認めた場合、山林への転用は可能かお尋ねいたします。

しかしながら、このことはまたいろいろな問題をはらんでいます。昨今の太陽光発電装置の設置を見えますと、もしこのオレンジベルト跡地が山林になっていたら、今ごろはミカン園の優雅等ではなく、太陽光発電のパネルが輝いていたかもしれないと思うと、川南の農地や山林の持っている効能を保つためには、先を見越した条例の制定なども必要になってくるのではないかと思います。

農地のままでいくなら、どのような農業を進めていくのか、国に振り回された国営パイロット事業のようなものではなく、川南町としてどのような農業をしていったらよいのか、逆に農地としての利用を断念した場合、将来に起こるリスクをどのように回避していったらよいのか、先を見越した構想が求められます。「百年の計」とは言いませんが、せめて20年先の町の姿をイメージしたお考えをお聞かせ願いたいと思います。

詳細につきましては、質問席で行わせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの米山議員の質問にお答えしたいと思います。

今農地法、もう一つ農業振興地域の整備に関する法律、——農振法と言われておりますけど、それについての質問をいただきました。

もともと農地法に関しましては、戦後農地改革の成果を維持する目的で、農地制限に関する基本法として制定をされておりますし、それは耕作者の権利を保護する、そして食料業者のための農地を守るという目的で制定されております。昭和27年だったと思いますが。

それから、昭和44年に農振法もできております。集中的にそういう地域を保護するという事で、今捉えられているということで議員からも御指摘もありました。

町内の9,027ヘクタールのうちの77%が農振法の指定を受けております。その中で、半分近くの4,300ですかね、が青地と、先ほどいわゆる通称農振法ということで、特に10年間もしくはそれ以上に農業を補助事業を中心として、町の施策として進めていくという地域を特に指定しているところでございます。

それについてどう今の現状はということでございますが、やはり基本は基本として、我が町の基幹であります農業、そういうことで進んでいると考えております。詳細は、本当に各

方面にいろんな形でやっておりますので、担当課が今昨年から地図情報に落として、今そういう振り分けができていますところがございます。

見直しはいつするのか、いつしたのかということでございますが、直近でいきますと平成9年であります。つまり、17年間してないということになっております。5年ごとの見直しということでございますが、それは農振法を農振地区を見直す必要があるかないかを判断するのが5年ごとであると解釈しておりますので、それは見直しが5年ごとにあるという意味ではないと我々としては理解をしております。

ただし、現在のところ今までにおいて、実は平成22年に事前調査を行って見直す予定でありました。御承知のとおり、口蹄疫ということで現状としては中断をしております。事前調査及び縦覧、いろんな機関がありますので、これは国の根幹に基づく法に基づいて事業をやっておりますので、2年、3年という長い期間がかかります。農業委員であった議員も御承知かと思えます。

これから先何が必要なのかということで、当然将来にわたる構想をこれからしっかりすべきだと考えております。

また、オレンジベルト地帯についてでございますが、日当たりのよい、水はけのよい地区でありますので、農業用として利用するという前提で選ぶならば、やはり永年作物、果樹、そういうものが適しているんだと思っております。

また、除外した場合ということでございますが、これは先ほども言われましたけど、特に青地については、現状として御指摘があったとおりですけど、国のほうはほんとにそれはなかなか厳しいということでございます。万が一するならば、別のその面積にあう新しい農地を獲得してくださいという方針で来ておりますし、ただし、必要な分については1筆ごとの協議となると思っております。

また、山林への転用は可能かということでございますが、今言ったように、1筆ごとの調査になりますので、関係期間と協議してやる必要があると思っております。

詳しくは補足が必要であれば、担当課に説明をさせたいと思えます。

最後にありました秩序のない開発、そういう意味で本当にどうしたらいいのか、きょう現在までに農振計画、そういうのを見直しておりませんので、もう過去のことは言えませんが、これからやっぱり農業を中心としたまちづくりを進めていく川南町でありますので、これからほんとに取り組もうとしているところでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 全ての質問がさらっと抽象的に、全然具体性がなかったんですが、まずその農振法を見直す必要があるか、ないかというのは、5年ごと。確かにそれは決まって5年ごとにしなさいという義務ではないんですね。現況調査とか、本当にそれが農振地域であるかというような、そういうふうなことが必要であるかということは、おおむね5年ごとにしなさいと。それが全くやられてないと、今までですね。

だから、オレンジベルト跡地も、結局平成2年から補助事業で減反がされて以来、ことしはもう平成26年ですね。そうすると、もう20年にわたってそのまま。当然、補助事業が入ったわけですから、8年間はなかなか次のものがないというような縛りはあったかと思いますが、それにしても余りにも放置したまま。その結果、いわゆる山林と化してしまっているということなんですね。

ですから、本当に法律を見るのであれば、5年ごとに本当に現況はどうなのか、果たしてこのまんま農振法にのっかって農業振興を進めていくべき土地なのかっていうことを、本来は見直さないといけなかった。それをしてないというのは、私は行政の怠慢ではないかと思っています。その点に対してはどうか、反省されますか。

そのときは僕は町長ではなかったとおっしゃるかもしれませんが、今の時点で考えて、やっぱり行政というのは法でそういうことが決まってるのであれば、少なくとも仕方がないで通すのではなくて、やはり現況はどうなのかって、今後どうしたらいいのかっていうのは、常にこういう地域に指定されているところであればこそ、していくべきだったと思うんですけども、いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思っております。じゃあ、なぜしなかったかということですが、現状としては都農町、例えば日向市、木城町、同じような状態の部分を持っておりますので、国、県にそういう行動は起こしてるところでございます。

ただ、新しいプランを我々がどうするのかということは、残念ながらまだここで発表できるようなものは持っておりませんが、議員がいろいろ提案していただいたことや、農家の意向などを踏まえて、当然もう必要があると感じております。

○議員（米山 知子君） ちょっともう一つ、これ苦言と言ってもいいかもしれませんが、平成22年にこの見直しを予定していたけれども、口蹄疫でそのままになってた。じゃあ、22年にできなかったら、じゃあ次の年はなぜできなかったのか。その次の年はなぜできなかったのか。これ5年ごとにしなければならぬという決まりはないんですね。そこでできなかったら、じゃあ次の年に必要があれば、22年の口蹄疫でそれどこではなかったと、それは十分に理解できます。

じゃあ、それから23年、24年、25年、そのまんまでずっと先送りしてよかったものなのかどうか、それはもう今の町長です。あなたが町長になってからですね。

○町長（日高 昭彦君） 見直しだけに限って申しますと、新しいそういう団地ができる、農業の団地ですね。それから、町の全体の面積から都市計画用途地域、工業団地地域、森林地域という消去法で農業振興地域を定めておりますので、逆に言えば、新しい工業団地ができる、都市計画法が変わる、国有林は変わることはないと思いますので、そういうことがあるならば、その計画を見直しましょうということが大筋であります。

しかし、今議員が言われてる本筋は、農業としていかにいくかという攻めの理論だと思いますし、我々にとって必要なのはそこだと思っております。

ですから、言いわけになるかもしれませんが、必要だからしなさい、これがあるからしなさいという現状がなかったということで、残念ながら今までしてなかったという感じております。

○議員（米山 知子君） まさにそうなんですね。行政というのは、一つの枠組みが決まると、そのとおりに一応形を整えておけばいいと、全てが私はそのような、——全てとは言いませんが、そのような形でいってることが多いんじゃないかと思うんです。

この農業振興地域も、私最初は青地とか白地だけがそこかと思ってたら違うんですね。川南町全体が農業振興地域で、その中でそれを除外するのは、工業団地と市街化区域とか、そういう農業ができないところだけを除いて、そのほかは全部農業振興用地であると。その農業振興地域を見直すということは、そのエリア、線引きだけを見直すというふうな捉え方をされてるんですけども、本来のこの農振法の最初の国が決めたときからの国の役割、県の役割、町の役割と見たときには、その地域の農業をいかに振興していくかと、そのために区域を国は定めた、県が定めた。そして、その中で県が基本方針を決め、町が計画を立てたというようなことだと思うんですね。

一番基本は、そのエリアを守ることでなくて、その中の農業振興をどうしていくかということが、私はこの法律の本当の意味だと思うんです。だから、今まではそのエリアのことだけに気を取られて、中身のことを忘れてたといいますか、ちょっと軽んじてたということで、いわゆる農振法の見直し、計画の見直しというのはなされなかったという理由ではないかと思うんですけども、現場では非常に難しいと思うんですね。

こういうふうに言葉で言うと、振興地域のいかに農業を振興するかということと言いましても、本当に具体的にどうして振興したらいいのかというのは、皆さんが日々考えてらっしゃることで、難しいとは思いますが、その建前だけを捉えるのではなくって、本質を捉えていただきたいかと思うんです。町長は今から本質を捉えていきたいというふうに受け取ったんですが、本当ですか。

○町長（日高 昭彦君） 我々の仕事は、やはり地域のために何ができるか、農業においてどういう振興を図るかというのは、常に大事な視点だと思っておりますし、繰り返しますけど、その見直しとか法律に関しては、やはり遵守するべき点はあると思いますので、それはそれとして、やはり町としてやることというのは、当然今指摘されたように、これからの中身をしっかりと検討する必要があると考えております。

○議員（米山 知子君） そしたら、次はちょっと視点を変えまして、さっき町長の言葉の中に、いわゆるオレンジベルト地帯というのは、非常に市町村をまたがってるんですね。私のこれ間違った資料かもしれませんが、この開拓パイロット事業というのが国が言い出したことで、面積が、ミカンが790ヘクタール、養蚕が830ヘクタール、畜産が80ヘクタールとか、美々津からずっとこの宮崎県の山沿いを指定して、こういうふうな開拓パイロット事業ということで始めたということを私の調べた資料では載ってたんですね。

ということは、川南町だけで何かをしようと、この開拓パイロット跡地、いわゆるオレンジベルト跡地を何とかしようと考えると、これはなかなか無理なことで、当然この開拓パイロット事業に該当した町の足並みをそろえて何とかしようということを考えないと、もともとが国の事業ですから、実現が難しいんじゃないか、どんないい計画があったとしても、難しいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの各町との連携、お互い都農とか木城とか川南、美々津は今日向市になりましたけれども、そういうところとの共同でこういうことを何とかならんだろうかというような話というのは、首長さんの間では出てるんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども言ったつもりでございますが、現にその4首長としては、話し合いは持っております。

○議員（米山 知子君） 話し合いを持ってる。じゃあ、その結果はどうなんでしょう。例えば、国に働きかけてるとか、具体的な行動はそれは起こすところまで来てるんでしょうか。それとも、話し合いだけで終わってるんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、話し合いをするということは、県に協議する、国に協議する、そういうレベルでのところまではいっております。ただし、結果は現状のとおりです。

○議員（米山 知子君） オレンジベルト跡地のことは、その4自治体のいろいろ協議によって国、県に対しての要望はするということです。具体的にどういうことになるのかわかりませんが、いわゆる町内で青地になっている農地というのが、さっき私数字で言いましたけれども、三千何ぼヘクタールかあるんですよね。3,419ですね、農用地区域が。

これ平成9年の計画のときですけれども、3,419がいわゆる青地ということでなってるんですが、これオレンジベルトだけではなくて、町内いろんなところに青地の農地もちろんあるわけですね。その中で、青地だけれども今は耕作放棄地になっているというところも多分にあるんじゃないかと思いますが、その辺の現況については、町長は何か報告は受けてらっしゃるんですか。

○町長（日高 昭彦君） 明確な区域ごとの面積とか、そういうことは受けてるかもしれませんが、私としては記憶にないので、必要であれば担当に答弁させますが。

○農地課長（新倉 好雄君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

現時点での農業振興地域の中の農用地区域、いわゆる青地というふうに呼ばせていただきますけれども、3,321ヘクタールの農用地区域のうち、これは農業委員会での調査であります。平成25年度耕作放棄地のデータといたしましては、区域ごとのデータありませんが、全体としては255ヘクタールが耕作放棄地というふうにパトロール等で調査しております。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） 済いません。先ほどの訂正します。私先ほど3,419と申し上げたのは、平成9年の変更前の数字でした。変更後は3,321ヘクタール、青地がですね。ですから、平成9年の時点で青地は若干は減っていると。これは、必ずしも青地がそのまま継続され

てるっていうことじゃなくて、何らかの形で白地になってるということであらわしてると思うんですが、今その耕作放棄地、全体の3,321ヘクタールのうちの255ヘクタールということは、先ほどのオレンジベルト跡地っていうのが、ほとんどということに解釈していいんですかね。

○農地課長（新倉 好雄君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

平成25年度の255ヘクタールの耕作放棄地のエリアごとの集計については、ただいまここでは資料がございませんので、御報告できませんけども、町内全体の農用地区域のうち、耕作放棄地がというふうに捉えていただければと思います。

ですから、このうちの何割がいわゆるオレンジベルト地帯の耕作放棄地ということは、ただいまこちらのほうの資料はございませんので、お答えができません。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） オレンジベルト跡地っていうのは、最初の事業が始まったときが265ということが数字としてはあるわけですね。それが全てが耕作放棄地になってるわけではないと思います。当然、減反の後に梅の植林をされたりとか、あるいは、牧草地に変えたりとか、そういうところもわずかですが見られますので、265全てが耕作放棄地になってるとは思いませんが、この平成25年度調査値で255ヘクタールが放棄地であるということは、町内のオレンジベルト以外の青地が、果たして有効に農地として利用されているのか、ほかに利用するようなものはないのかということが、ちょっと気になる場所なんです。

といいますのは、これはもう私の個人的に目につく範囲で見たことなんですけど、ここで一般的に町内全部では言えないかもしれませんが、私の住んでる周りにもほとんどは青地です。ところが、それが本当にここで今の農業振興ができるんだろうかというところがありますね。

例えば、田んぼでも10アールなくて、5アールが1区画1筆になってたりとか、あるいは、10アールずつが段々畑になってたりとか、そういうところが今のいわゆる農地の集積を図って、大規模農業をしようとするときに、果たしてここが青地のままで、今はかろうじて農地として利用されておりますが、果たしてこれがこのまんま農地として利用されるんだろうか。それこそ高齢化とか後継者不足になると、いずれここは全てもう耕作できなくなって、耕作放棄地になるんじゃないかというような要案件のところが見られるわけなんです。

そういうところの現況調査、今の農業に対して、今から先進んでいくであろうという農業に対して、この農地は果たして適当かどうか、そういうところも今回の見直しの中では、見る観点にはなるんでしょうか。それとも、先ほど町長が言われたように、いわゆるエリア的なものとか、そういうことだけの観点で見ていくんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 全体像としては、やはり当然国が要求してるのは、エリアとしての指定でございますので、その点は外せないと思っております。

我々は、じゃあその中でどうしていくのかということは、言うならば内部資料というか、というつもりで必要になると感じております。

○議員（米山 知子君） 国がエリアとしてはこれを求めているので、それは仕方がない。ということは、エリアは少なくはできない。いわゆる面積は少なくできないということですか。

町としては、じゃあそれをどういうふうにして、内部資料としてというのはどういう意味でしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 説明がちょっと足りませんでしたので、もう一度説明させていただきますが、エリアとしてということですが、要求があったり、要望があったり、そういうことは当然すべきでありますし、全体の見直し今までやっておりませんので、それはする必要があると感じております。

その後の何をつくるか、どうするのか、具体的な方策については、それは農振の計画の見直しとはまた別な観点で、町として捉えていきたいと言ったつもりでございます。

○議員（米山 知子君） 全体の見直しはする必要があるので、ぜひこのあたりを現況、そしてこれから今の農業の方向性、どういう農業を進めていこうとしているのか、小規模農業から大規模農業のほうに今転換してますよね。法人化もどんどん進めていこうとしています。そういうときに、果たしてそれに適用できる農地であるのかどうか、そういうところもぜひこの見直しに当たっては、十分に調査をしていただきたいと思います。

そして、その中でもし流れに対してのっていけないような農地をどうするかというのは、これは川南町独自の政策になると思いますので、そこらあたりはやはりきめ細かな、本当に川南町らしい農業、川南町独自の農業ということを進めていく必要があるのではないかと思いますので、やはり現状をよく調査するということは非常に大事なことだと思います。

農振法にもそれは書いてあるんですね。現況を調査し、将来にわたってそこが農業が振興していける土地かどうかの調査をすることっていうのは、それがおおむね5年ごとですから、その調査がなされてなかったということで20年近く、平成9年ですから、もう17年ぐらいですね、十五、六年はなされてなかったということです。その間に農業情勢も変わってきてますし、農業をする人の農家の形態も変わってきてますので、この15年というのは非常に大きな変化が起こってきてると思うんですね。その変化を、やはり今見ておかなければ、川南町の農業というのは本当に国が進めていく大規模農業だけが残って、それに取り残されたような小規模農家、小規模農地っていうのがもうなくなってってしまうというような、川南町の特徴というのがなくなってってしまうような気がします。

ですから、そこらあたりは十分に現況を調べて、そしてどういう方向性で進んでいくのかということ十分に検討をしていただきたいと思います。

私がそれを申し上げますのは、国の事業にやはり乗らないと、なかなか大きなことはできません。ですから、農地の川南町としての農地面積を維持していくっていうのは、やはりその事業が来るか来ないかということにも絡んできますので、もう単純に考えれば、農地が7,000ヘクタールぐらいありますよっていう自治体と、農地が2,000しかありませんよという

自治体では、県から来る事業、国から来る事業というのは、額も規模も違ってくると思うんですね。

そこからすると、農地面積は維持したいと。だけれども、その中でじゃあ本当に農地面積だけを維持して、その事業のために維持していくのか、それとも農地面積は維持してるから、その中でやっていける農業は何かということを探索していくのかということに尽きると思うんですね。

私が一番ああ、やっぱりこういう考え方がトップとしては必要だなと思うのは、今綾町が非常に全国的に注目を浴びて、綾町独自の路線ということを進んでますよね。そして、町長さんももう今度町長選ですけれども、何期もされるような方ですね、今の前田町長が。

綾町がなぜ今のような路線を歩むようになったのか。やはりそれはさかのぼると、40年以上前の、いわゆる皆さん御存じでしょうけれども、当時の郷田町長が国の言ういわゆる植林事業に反対をして、綾の照葉樹林を残すように奔走された。それを次の後継者の方たちも引き続いていかれたというようなことで、今の綾町があるんじゃないかなと私は思ってます。

ということは、やはり今の綾町ができる前には、40年前のそういう決断があったわけですね。ですから、さっき私冒頭では「百年の計」って言いましたけれども、今の農業の変化からすると、100年というのはものすごく先のことですから、せめて20年先、30年先の川南町ってというのはどういう姿であるべきかということイメージしながら、川南町の農業というのを、先ほど町長は農業を中心にしたまちづくりを進めていくということをおっしゃったので、それならば、やはり川南町独自の農業もやはり模索する必要があるんじゃないかと思えますし、探したら、やはりそれはまず実行してみるということも必要になってくるんじゃないかと思うんですね。

ここ辺が町長のただ夢物語で終わるのか、夢を実現するためには、どういう手順でいったらいいのかということになるんですが、そこらあたりを町長はどういうふうにやっつけていこうとされてますか。夢だけを語ってれば、何も変わらない。夢があるから、でも人間は動けるんだと思います。

○町長（日高 昭彦君） わかりやすく大変難しい問題をいただきましたが、綾町の話をおんきにされましたけど、まさにきょうがその選挙の告示でございます、話では7期目の無投票になるんじゃないかなと思っております。

やはりそういう住民を含めて、意思の統一ができてるからこそ、そういう長期にわたる構想が進められてる、それは一つの視点だと思っております。政治をここで言うつもりはございませんけど、今言われたように、私も綾町に関しては、やっぱり手本とするべきものをよく感じておりますので、いろいろ調べたり、個人的に聞いたりしてやっつけてるところでございます。

では、川南町をどうするかということですが、先ほど国の大規模農業というか、そっちの

方向の話もされましたけど、もう一つやはり二極化してると思っております。ただ単に大きければいいとは思っておりませんので、経済として成り立つのか、地域がどう生きていくのか、農家の経営をどう捉えるのかでありますので、私としては法人であるとか、大規模がいいと、その1点ではないと思っております。

そこには、生活というものがありますので、年代は分かれるかもしれませんが、やはり地域の中で生き抜く農業もあっていいと思っておりますし、それは今まさに自治公民館づくりを含めた地域づくりがスタートしておりますので、基本は自立自走だと思います。自立というのは、この町で生きていくという、じゃあ何を産業としてつくるか、そして自走というのは、我々の道を自分たちで歩くという、そういうもっと強く言えば独立する、そういうつもりの覚悟で今後考えていきたいと思っております。

○議員（米山 知子君） そうですね。確かに自立自走、川南合衆国が本当は独立性、川南だけで回っていけばいいんですけど、井上ひさしの「吉里吉里人」じゃありませんけれども、本当にそれくらいの気持ちでないと、実際に生活をしてるわけですから、皆さん。全てが大企業で、大規模経営してどんどん外に品物を持って行くというよりも、やはり地域の中でいかに循環をさせるか、お金も循環させるか、その農産物も循環させるかというような、そういう考え方というのにも必要じゃないかと思えます。

やはり生活をしてるといふ実態のあるその人間というのを、やはり基本にして考えていくべきではないかと思えます。

最後に、私6番、通告書の要旨、質問の要旨の6番に、秩序のない開発を防ぎというようなことを上げたんですが、これはもし開拓パイロット跡地が山林に除外が認められて、山林になった場合に、もし太陽光とか、——今太陽光ですけども、一昔前であれば、例えばゴルフ場とか、そういうのがガッと押し寄せてきたときに、じゃあいかにして川南のいわゆる自然であったり、その山林の持つてくる効能とかを守れるかというのには、やはり何かの縛りが必要だと。今と変えるときには、何かの縛りが必要だと思ったんですね。

ただ、先ほどの町長の答弁では、オレンジベルト跡地はなかなか除外というのは難しいというようなことですので、これは農地としていくしかない。そうしたら、農地だったらどうするかというのは、これから検討されることだと思いますが、オレンジベルト跡地だけではなくて、いわゆるこの秩序のない開発というのが、町内至るところで行われております。それをどうしたら防げるか。

一つの事例が、もう半年ぐらい前になりますかね。西都原の公園のすぐ横の山林が伐採されて、太陽光パネルを設置するという事で西都市が慌てましたね。そのときも、結局もうそのときになって慌てても、どうしようもなかったわけですよ。

ですから、やはりある程度世の中の動きを見ながら、そういうリスク、川南町はどういう形だったら残っていけるかと。残っていくためには、こういうことが起こるかもしれないということを想定しながら、そのリスクを回避するためには、やはり町としては、どうしても

ここは譲れないんだよというところは、条例とかいうようなことで、あらかじめ規定すると。

けさのニュースでしたかね、あそこ虎ノ門の高層ビルのことが流れてましたね。その中で、大局的に銀座が建物が五十何メートルかぐらいを銀座の土地の人で規制をして、それ以上は高いビルは認めないというようなことでした。それは条例ではありませんが、やはりそういう考え方だと思うんですね。

川南町としては、これだけはぜひ残したいと、これは崩したくないというようなことは、あらかじめもうそれは規制をかけとくってというのも、一つのやり方だと思うんですけども、そういうところまでちょっと考えがするっていうのは、ちょっと先走っているような考え、私気もするんですが、そこあたりは町長はどんなお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 無秩序な開発という言葉、最近よく耳にする気がします。それは、一つは国の政策であります再生エネルギー、川南町で言えば太陽光を指していることが多いんですが、それに関して大丈夫なのかという声を聞くことは、実際あります。

私としても、やはりこういう地区でございますので、やはり川南のよさというのは残していきたい、そうするべきだとは感じておりますが、今この時点で条例の制定ということに関しては、まだ具体的な動きはとっておりませんが、これからやっぱり大事な視点になると感じておりますし、先ほども言いましたけど、我々の地域、地域づくり、自治公民館だけを言うつもりではございませんので、そういう意味での地域づくりというのは、非常に大事な視点になると考えております。

○議員（米山 知子君） 開発業者っていうのは、とにかく何かもうけ話があると、非常に上手に入り込んできます。うまく法の目をくぐり抜けてというようなことがあるし、行政からすれば、法律でそうなってる以上は、その法の目をくぐり抜けた場合には、それを阻止する方法はないんですね。

ですから、そこ辺が難しいところだと思うんですが、そこは法律ではないけれども、川南町としてはこういうことは絶対やめてもらいたいと、こういうことはさせてはいけないというようなことを、やはり皆さん行政の中で共有をして、やはり川南町としてはどういうふうな町として今後残っていくかということ、将来にわたって共有できるようなことをしていただくと、職員全部がそういう思いをしますと、それぞれの担当箇所ですらそういう問題が出てきたときに、考え方が一つの方向を見るのではないかと思うんですね。

ですから、私、太陽光パネルの設置についても、さっき農地法が出てきましたけれども、どうしてここに太陽光がつくんだらうと思うようなところがありました。本当にすばらしい農地です。だけど、法律から言うと、そこはもう除外になってるし、私有地ですから太陽光パネルがついたんですね。

1ヘクタール分の農地ですよ、真っ平らな。それを農地を守るという農地法がありながら、それを守れなかったというようなところが、これは法律だからもう仕方がないということで、農業委員会のほうももうやむなくと、もう何も言うことできんよねということで、許可にな

ったんだらうと思いますが、そういうことが起こってくるということは、もう十分にあるわけですから、そういうことはもう想定をして、やはり農地法だけではなく、川南町としてはどうあるべきだと、ここは絶対許してはいけないというような、将来にわたっての町の姿というのをイメージしながら、そういうことを回避できる方法をぜひ職員全部で共有していただけたらと思います。で、どうでしょうか。ちょっと最後にコメントを聞いて。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、将来にわたって我々の果たす責任は非常に大きいと思います。今若い子、若い人、当然子供も含めて、そういう人たちのために我々は今仕事をしてると思っておりますので、将来と、また議員がよく言われる今までの歴史に学ぶ、過去のいろんな遺跡もありますし、その2つの視点で川南町というのを、また新しい角度から見直して、道もまた決めていきたいと私としては考えております。

○議員（米山 知子君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（竹本 修君） 次に、林光政君に発言を許します。

○議員（林 光政君） 皆さん、おはようございます。質問に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。

さきの大雨で被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。大変なことと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

通告書に従い、2点ほど質問をいたします。

質問事項、自治公民館について。その要旨、日本一輝くまちづくりを上げておられるが、自治公民館制度を活用してどのようなまちづくりを目指すのか。

町長は、さきの第2回川南町議会定例会において、町政運営の所信を申されました。この3年間、古きを学びて新しきを創る「温故創新」、「温故知新」と似たような言葉もあるようですが、「できることから始める」を合い言葉に、リーダーシップを発揮しておられます。

主要施策では、「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」を将来像に上げておられます。この将来像実現のため、5つの基本目標も上げておられます。その中の1つに、「みんなで作るまちづくり」があります。ほぼ半世紀ぶりに自治公民館制度がこの4月にスタートしました。行政と町民の連携強化のため、振興班未加入世帯の100%加入を目指しての自治公民館発足と思います。

第5章に、みんなで作るまちづくり、活動指標の中にも、「平成26、27年振興班未加入世帯へ加入促進訪問、目標をそれぞれ100」とあります。現時点での進捗状況、あわせてどのようなまちづくりを目指すのか、お尋ねいたします。

2点目、質問事項、川南町育英会奨学金について。その要旨、奨学金貸し付けに対する返済状況はどうか。また、滞納がある場合の現在の対応と今後の取り組みについて、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

その川南町育英会奨学金について、町の第5次長期総合計画実施計画の中に、第4章、生きる力を育む人づくり、まち文化づくりとあります。施策として、学校教育の充実とありま

す。町の育英会奨学金も、大いに活用されていることと思います。

そこで、奨学金貸し付けに対する返済状況はどうか、また滞納がある場合の現在の対応と今後の取り組みについて、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

多分十四、五年前の話になりますけども、分館長制度のころ、現在の教育課のある1階で分館長会があったころは、必ず育英会奨学金の決算報告がなされていたと記憶しています。最近では聞かないように感じます。平成26年度役場各課連絡事項の育英会事業についての案内はありますが、中身、すなわち金額の動き等はありません。つまり、決算報告なるもの、こういうものも開示が必要であると思うのですが、この2点を質問席よりお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

まちづくりの件、それから奨学金の件でございましたが、奨学金に関しては、大まかなことを答えて教育長のほうに答弁していただきたいと思っております。

日本一輝くまちづくりという、目標は当然掲げておりますし、それに関して今やっつてることが、新しく全てを一からやり直すのかということではなくて、今あるものをやっぱりもう一度見つめ直してつなぎ直す、そういう形でのまちづくりをしていく覚悟でございますし、先ほど議員が御指摘のあったとおり、半世紀ぶりの改革でございます。ですから、混乱が非常に生じてるのも事実でありますし、あくまでもわかりやすいということで、シンプルな形でスタートをさせていただいております。

中身については時間をかけながら、綾町の例じゃありませんけど、40年、50年という言いわけするつもりはありませんが、そういうつもりで進めていこうと思っております。

大きなテーマとしては、2つを考えております。1つは、御指摘のとおり振興班未加入の問題、地域コミュニティーが壊れてるんじゃないかと、そういう現状を解決する問題解決の視点。

もう一つは、新しい今全国どこでもやはり自治について、地域コミュニティーについては問題視をされています。簡単に言うなれば、個人主義という形が多くなってるという言い方かもしれませんが、それを踏まえた上で、新しい我々の価値はつくれるんじゃないかと、それは地域の中において、いろんな活動を現在防災もあるし、PTAもあるし、新しいまちづくりといういろんな視点での付加価値をつくっていく。自分たちでつくっていく、そういう視点で取り組もうと考えております。

奨学金については、やはり子供の将来、町にとって大きな財産でありますから、できることはできる範囲で我々やりたいと考えております。詳細については、教育長のほうに答弁をお願いします。

○教育長（木村 誠君） 林議員の質問にお答えをいたします。

向上心に富む学生に対しましては、経済的支援を行っております川南町育英会奨学金につきまして、毎年新規として十数名の方々に利用していただいております。

この返済状況につきましてですけれども、平成25年度決算としまして、滞納が56件、合計の1,233万5,582円、うち過年度分が52件、847万2,082円となっております。

現在の対応ですけれども、電話とか書面で返済の滞ってる旨をお知らせをしておるところであります。返済者も、経済状況に無理のないように、毎月の返済金額、それから返済の期間等について相談に応じて、滞納回収に向けて努めていきたいというふうに考えております。

回収につきましてですけれども、昨年度までは育英会の評議員には、分館長の方をお願いをしておりましたので、評議員会で報告をしております。今年度から自治分館長会制になりましたので、公民館になりましたので、自治公民館長さん方に評議員になっていただいておりますので、評議員会の中で報告をしております。

以上でございます。

○議員（林 光政君） まず町長にお尋ねいたします。その自治公民館制度が発足しました。公民館長もいろいろ走り回っておられるようです。外野からのサポート等はあっておるんでしょうか。やっぱ自治公民館だから、自治でやりなさいということも一つの方法かと思っておりますけれども、何せ発足したばかりですので、いろいろな職業の違う方もなっておられると思います。そういうところのお話し相手というんですかね、そういうのはなされておるんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 議員に見えてないのは残念でございますが、まちづくり課を中心として、職員一丸となって新しいこういう体制づくりに取り組んでおります。時間をかけながらも、本当にやれることはしっかりやるということで、もう毎日のようにいろんな形で取り組んでおります。

○議員（林 光政君） 私の近い公民館長も、いろいろ頑張っておられるようです。家庭訪問をしたり、いろいろ知り合いを通じて横のつながりをもって、いろいろ勧誘も伸びているようです。まず今のところ、今まで分館長時代に一番町内で心配されていた区が、一番伸びているんじゃないかなと思います。

それで、ほかの通山校区も、おいおいそちらのほうに、まず足元から手を打って行って、おいおいそちらのほうにも手を伸ばしていくという考えでおられます。なかなか頑張っておられますので、いっぱい力を貸していただきたいと思います。100%は難しいかもしれませんが、100%は希望ですので、いろいろ公民館長を通じてそちらのほうのアドバイスも大変大事なことでないかと私は思います。

教育長にお尋ねいたします。この育英資金は、子供の勉学、またその他に大変な力を発揮していると私は思うんですけれども、依然なかなか返済が思うようにいかない、こういう就職難の時代ですので、大変だろうとは思いますが、そのときには保証人の方が一人なり、二人なりついておられると思います。そういう面はどのような働きしておられるでしょうか。

○教育長（木村 誠君） 先日、宮日に報道がありましたけれども、なかなかほかの奨学金も返済が滞ってるという話でしたけれども、いろいろそういう就職面等で、なかなか卒業

しても職につけない方もいらっしゃるして、そこあたりが滞っているんだと思いますけれども、またそのほかの要因として、今返済が平日の、要するに8時半から17時半、開庁時間、ここがあいてる時間に現金を持って来てもらって返済をしてもらってる状況があります。そこあたりも一つのネックになっているのかなというふうに思っています。

ここあたり口座振替等、また口座振替も本人負担で今やっているんですね。そこあたりもあるのかなと思っていますので、そこあたりの検討もしていきたいと思えますし、先ほども申しましたけども、返済期間と返済金額ですね、24年度までは、要するに3年間ここで借りますね。3年間で返すと。借りた金額で返すということだったんですけども、高校生1万5,000円、専門学校生等になると2万円になるんですけども、昨年度から3年間で借りたら、6年間で7,500円ずつというふうに改めております。

また、相談に応じるということで、極端に言えば、要するにもう滞納をなくすということで毎月1,000円でもいいですよと、毎月1,000円でもいいから、とにかくずっと引き続き払ってくださいという形で相談には応じるという姿勢ではおります。

以上でございます。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 先ほど林議員の御質問の中で、加入実績の件につきまして答弁させていただきたいと思えます。

まず、振興班の加入実績につきましては、過去10年間ですね、平成16年度からの資料がございますが、一番多い年で平成18年度でありました。振興班件数が3件、加入件数が48件ということです。そのほかの年につきましては、ほぼ加入件数は20件前後等の推移をしておりました。

ところが、今年度先ほど林議員もおっしゃられたように、旧19地区とかが未加入が相当数字が上がっておりまして、加入割合が低かったわけなんですけども、まだ5月末の現在になりますが、振興班結成件数が4件、それから振興班加入件数が42件と、過去の10年間の例からしても、まだ2カ月足らずですが、非常に御苦労いただいて、加入促進については御苦労いただいております。

これは、内訳につきましては、3件は旧19地区です。それから、1件につきましては、塩付の方面で旧16地区です。ですから、この後町としては、8月を毎年加入促進月間と定めております。それとは別に、まちづくり課としまして、一般の世帯とは別に、民間のアパートが相当数建っております。この部分につきましては、まちづくり課が独自に班体制なりをつくりまして、町内のそういったアパートを所有されている方と、町外でそういった町内にアパートを建設されている方もいらっしゃいますので、そういったところの所有者に戸別に当たりながら、加入促進についての説明と、そういった理解を進めてまいりたいと思っております。

それから、8月につきましては、今年度はとりあえず以前から御説明したように、同じ世帯で2世帯に分けてるとか、3世帯に分けてるとかで、以前からそういった地区の活動には

参加しておりながら、未加入世帯になっているというような、はっきりしているところにつきましては、説明をしながら加入促進を進めていきたいと思っております。

今年度はそういうことなのですが、まずはそういった自治公民館の運営に、スムーズな運営がいくように、やり取りをさせていただいております。ほぼ毎日入れかわりですが、自治公民館長さんもまちづくり課のほうに来られて、相談とかいろんなことをされてます。また、まちづくり課の職員も、6校区の自治公民館のほうに回りながら、コミュニケーションをとりながら、鋭意努力を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時01分休憩

.....
午前10時11分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（林 光政君） 質問が前後いたしまして申しわけございませんが、自治公民館関係に戻ります。振興班加入におられる方たちはもう問題はないと私は思っております。今現在。未加入、出られた方たちの引き戻しというんですか、また再加入をしていただく方々に、問題というところとちょっと行き過ぎですけれども、そういう人たちの考えをまた、加入していただくようにするのが今度の目的の一つだと私は思っております。この人たちが、私が聞くところによると、振興班に新たに入ると、また、新たに入ってこられる方たちはもう既存の建物、その地区であった公民館があれば自分たち、古い人たちはもうお金を出してそれをつくっているから、あなたたちもお金を何がしか出さないと、極端に言えば20万前後出さないとか言われたと。それは、言えば当たり前と言えば当たり前なんですけれども、20万も出すぐらいだったら今日はいいわという方たちが1人未加入、2人未加入、したら俺たちももう入らんわと、それが今のちょっと4割近くになってきたと私は思っております。そういう人たちの加入を進める上には、今はもう公民館制度になりましたのでそういう建物の心配は要らないと思えます。やっぱりそういうところの話から持っていくのも一つの手じゃないかと私は思うんですが、町長、どんなでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいま御指摘のとおりでありまして、まさにそれを今まちづくり課を中心に、職員一丸となってやっているところでございます。

○議員（林 光政君） 繰り返すようではございますけれども、今の建物があるということが一つのネックになっていたと私は思うんです。だから、今後は小学校区になったのだから、そういう建物の心配は私は要らないと思えます。何でも車で走れば間に合うという時代ですけれども、その話は大事、一つの方法と私は思います。

教育長、先ほどの教育法の……。

○議長（竹本 修君） 答弁はいいんですか、今の。今の答弁はいいんですか。

○議員（林 光政君） 大体聞くから。ちょっと簡単にしたら話してください、ごめんなさい。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 林議員がおっしゃられるように、公民館の負担金の問題は、個々の振興班でそういった実態もあると思います。これは事実でありますし、その自治会の規則というか、そういった制度については、それはそこでの自治のあり方だと思っております。これがネックになっているとは考えております。

ただ、これから、現在もですが、高齢化率が29%ぐらいある状況の中で、やはり振興班といますか、自治会の存在というか、そういった運営の仕方を今後考えた場合に、やはり負担金のないというか、負担の少ない、そういった自治会のあり方というのを今後考えていかないといけないんじゃないかな思っております。

ですから、公民館の負担金の問題については、行政としては入っていくことはできないわけですが、そうじゃなくて、まずはそういった自治公民館の中で活動できる場を今回はつくらせていただいたと思っておりますので、振興班加入・未加入に限らず、まずそういったフィールドの中に入れていただいて、そして自治会の結成とかそういった中でつくり上げていただくということで、最初申し上げられたように、出ていかれた方についてはいろんな御事情があります。以前にも申し上げたように、納税報奨金の関係だったりとか、やはりいろんな人と人とのつながりの中でのトラブルがあったりとか、それは当然あるわけでありまして、じゃその方がもとに戻るかというとなかなか厳しい問題でありますので、新しい形での振興班結成とかそういった形で促していきたいと考えております。

今後、また歩みながらというか、そういった自治のあり方については変化していくと思っておりますので、そういった運営というか、取り扱いを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（林 光政君） 昔は、回覧板というのは向こう三軒両隣という言葉が私たちは頭に残っております。最近では、若い人って一口に言ってしまうとお叱りを受けますけれども、やっぱり何でも自分たちで間に合う、町に走れば好みのものが手に入る。そういう時代になってきているかとは思いますが、やっぱり日本には昔からそういう向こう三軒両隣という言葉がありますので、町長がおっしゃっています——さっきの温故創新ですね。そういう言葉をやっぱり大いに発信して振興班加入促進に努めていっていただきたいと思います。

次に、教育長、前後しますけど済みません。連帯になったときの方法とか、貸し付けをします、高校は就職して半年だったですか、大学はまた継続でいろいろあると思います。貸し付けの金額も違う、返済の金額も違うと思いますが、そのところを、やっぱりこれ累積だろうと思います、さっき課長がおっしゃいました23年と24年、25、件数ずっとあります。金額もずっとありますけれども、貸し付け状況が26年度では予定が34件で750万となっております。これはやっぱり大学生、高校生も含めてだろうと僕は思うんですけども、これが先

ほども申しましたように、スムーズに就職できたら天引きか現金——現金だったですか、返還は。そういうことになるかとは思いますが、なかなか思うようにいかないのが現実ではないかと思えます。それで、先ほど申しました保証人の方に、もしできない場合、本人が。やっぱり何らかの方法があるのじゃないかなとは思いますが、お尋ねします。

○教育長（木村 誠君） 返済につきましては、高校大学を借りた人については、大学卒業後半年から、まず高校の分を払っていただきます。6年かかって。その後、8年かかって大学の分を払ってもらうという形をとっています。

おっしゃるとおり、保証人と連帯保証人いらっしゃるわけですが、ここにももちろん滞納が続いた場合には御相談申し上げております。でも、先ほど申し上げましたとおり、今8時半から5時15分の間に持ってきていただくということが一つのネックになっていると思えますので、またここは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（林 光政君） 滞納のこげつき等は、ちょっと変な表現ではありますが、ないですか。

○教育長（木村 誠君） 全く返済がないという方は今1名です。という状況です。

○議員（林 光政君） あった場合は、どのような回収の方法を考えておられるのかお尋ねいたします。

私は、電話の先でお願いしますとか、これは滞納をしておられる方には余り効き目がないと思えます。やっぱり足を運んで、目の色を見ながら、例えば1万円だったら2,000円でも3,000円でも、できる範囲での返還の方法があるのじゃないかな。要するに、残を少しでも減らすということが私は大事な一つと思えます。（「議長、重複した質問は禁止」と呼ぶ者あり）

○議長（竹本 修君） 林光政君、言葉を選んで発言をお願いしたいと思います。再度。

○議員（林 光政君） わかりました。

○議長（竹本 修君） 教育長、答弁を。

○教育長（木村 誠君） 川南町育英会は理事が6人いるんですけども、その6人の中から理事長が町長です。常務理事が私、そしてあとの教育委員4人が理事と。先ほど申しましたように、評議員が自治公民館長さんという形で運営しておりますけれども、事務局は教育委員会事務局にあるわけです。事務局長が課長なんですけれども。1人担当がおりますが、育英会としては一つの団体です。その団体に町の職員としてどこまでかわれるかと、家庭訪問する時間です。このぐらいの役場の職員としての業務、教育委員会職員としての業務、そこあたりを置いて家庭訪問して督促をするということがどこまでの範囲でできるかということがありまして、そこもあって今書面と電話等で滞納の状況をお知らせしているということです。

○議員（林 光政君） 今、同僚議員から、やめさせという話がありましたが、ちょっと

私は心外です。私も聞きたかったから聞いたわけで、これはお金ですので、やっぱり一銭でも回収していただきたいという気持ちで質問をしております。

それはもうやめます。

最後に、先ほど配付されました広報川南でも、6地区公民館長が今後の取り組みについて語っておられます。行政も我々も町民全てが公民館長に任せ切りでなく、協力をすべきは協力して、よりよい川南町をつくっていきましょう。これにて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹本 修君） 答弁はいいんですか。

○議員（林 光政君） 答弁はいいです。

○議長（竹本 修君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて、3点について質問いたします。

第1点は、学童保育拡充の課題と、子ども子育て支援についてです。

本町では、放課後児童健全育成事業として2カ所の児童クラブ、通称学童保育を設置しています。平成10年、通浜児童館の改築の際、改築の基準でもあった学童保育の施設を設け、実施要綱も制定されました。実施要綱は、単に通浜、また通山に限らず、町内全域を対象として、昼間留守家庭の学童に対し放課後の健全な育成を図るというものです。

川南小区を初め町内の各小学校区に実施するよう議会でも提案し、平成14年、ようやく川南小区に設置されました。さらに、各小学校区への実施、川南小区の増設の課題、設置基準の整備など必要に迫られていると思います。

2012年8月に国会で子ども・子育て関連3法が可決成立し、子ども・子育て支援法が新たに制定され、学童保育放課後児童クラブが位置づけられている児童福祉法の改定が行われました。現在、政府は2015年4月1日からの本格施行を目指して準備を進めています。

学童保育の国の制度も大きく変わり、市町村も初めて学童保育の基準を条例で制定することになりました。市町村の施策も大きく変わることであります。共働き、ひとり親家庭等がふえている中で、学童保育を必要とする家庭がふえています。現在の実施状況と学童保育の拡充についての町長の認識をお聞きします。

質問の第2点は、戦後開拓政策による町有貸付林の現状と課題についてです。

本町では、戦後開拓事業の一環として林野を個人4反2畝を限度に団体貸し付けを行いました。40年経た後は、伐採後、原則として町に返還するとしています。57団体875戸、347町歩に及ぶ貸付制度です。貸し付け後40年を経過した平成4年、約100町歩の返還がされ、それ以後も伐採後返還が続いています。平成4年以前に伐採し、管理されている場合は、貸し付け期間を10年ごとに延長するとしています。

お聞きしたい第1点は、伐採後返還された林野の管理状況です。返還された300町歩に及ぶ林野の植林や自然林の管理状況を示してください。

第2点は、貸付林の分収林制度への移行問題です。貸付林は、本年4月現在、54町歩とさ

れ、伐期とは関係なく35年3月までに全て返還するものとしています。では、開拓政策にかかわる町民の希望にどう応えるのか、町民誰もが参入できる分収林制度への移行が重要ではないかと考えます。町長、いかがでしょうか。

第3点は、MBR立地の原点に立ち悪臭を一掃する課題についてです。

本町登り口において鶏ふん発電所MBRが創業され、9年になります。県内の商社系のブローラー鶏ふん13万2,000トンの燃焼により発電を行うというものです。児湯食鳥、丸紅畜産、日本ホワイトファームなどブローラー企業と電力企業との共同事業として山下商事の誘致対策によるものでした。地域住民の悪臭根絶の願いや養鶏農家の鶏ふんの適正処理の希望にもかなうものと期待されました。

私たち共産党川南支部では、平成15年、川南町長に対し、1、従来の2倍以上による鶏ふんの大量持ち込みと環境保全対策、2、排出者責任と中間処理施設の新会社への合併、3、燃焼灰の適正処理、4、原料滞貨の起きない保管対策、5、本町の指導責任と立地協定への締結について申し入れ、立地協定の締結と町の見解を認め、事業計画に賛成しました。

現実には、どうでしょうか。立地協定から11年、創業から9年を経て、現在なおMBR関連の悪臭問題について質問をせざるを得ないのは残念です。MBR創業以来悪臭の根源となっている従来の発酵施設について、地域住民との協定書にはどう示していますか。森林発電所に連動して解決したいといいますが、なぜ年中悪臭発生が物件が存在するのか。MBRに集められた鶏ふんが全て発電原料としてサイロに投入されるなら発酵施設の堆積は起きないのです。

以上、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

まず、学童保育の現状と課題ということでございますが、放課後児童クラブということで、町内4カ所で現在は実施しております。人数としては135人でございます。少子化と言われる中で、要望のほうは常にふえております。それは親御さんたちの共働き、核家族化、さまざまな、例えば交通事情等により勝手に遊ばせるのに危険であるとか、最近よく耳にするああいう事件もあるかとは思いますが、そういう中で要望がふえているのは事実であります。

じゃ、課題は何なのかということですが、じゃそれを場所をどこにするのか、時間帯はどうするのか、じゃそれを見る人たちをどう確保するのかということは当然これからの課題でありますし、川南町にとって子供たちの問題は非常に大事なことでありますので、それは今後とも検討していきたいと考えております。

2点目の貸付林のことでございますが、返還していただいたものについては、現在、町有林として管理をしております。必要なものにつきましては順次植栽・植樹を行っているところでございます。そしてその後、分収林制度についてということで質問がございましたが、現状として分収林、町としてはやっておりますんで、今、2カ所ほどは国の営林署と契約しているというのが現状でございます。町といたしましては、契約の切れまず平成35年という

ことで、今借りていらっしゃる方たちには通知しておりますし、いずれにしてもやはりそういう山、自然というものを今後どう管理していくのか、そして地域の中でどう活用するというのは非常に大事なことだと考えておりますので、必要なときにしっかりと討議したいと思っておりますし、分収林制度についてはもう既にそのつもりでおります。

最後に、MBR系の関連のことを御質問いただきました。毎回、議会があるたびに御質問いただいております。我々としても、当然大事な、重要な問題でありますので、同じ答弁になります。現状としてにおいがあるという事実は確認しておりますので、当然我々もできることを一生懸命やっております。それは、指導監督、またそういう企業に対する立ち入り、そういう検査も含めてということでございます。

今回、森林発電所を計画しておりますが、それに関連してなぜ解決するのかということでございますが、大事なことは、やはり地元住民から言われている臭気対策というのは第一でございますので、今できること、それは関連施設からそういう臭気を引き込んで一緒に燃焼させる、それが一つの現状打開の方策だと感じております。ということで進めております。

以上です。

○教育長（木村 誠君） 児童クラブと放課後子供教室の連携ということでございますけれども、放課後子供教室につきましては、平成19年度から放課後子供プランにおける文部科学省の新規事業として開始されました。その趣旨は、全ての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の組織を維持することでありまして、厚生労働省の開始した放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブとは、放課後の子供の居場所づくりという観点では一致しております。

今後、放課後児童クラブと放課後子供教室のあり方や子供の居場所づくり等交流の場をキーワードに、両事業を統合した方式にすることも検討していきたいというふうに考えております。

今年度から教育課のほうに両方とも来ておりますので、十分検討できるものだというふうに思っております。

さらに、平成27年度に施行予定の子ども・子育て支援制度に向けまして、地域住民との交流を意識した学校支援地域本部事業、今人材バンクしていろんな家庭にお願いしておりますけれども、そこあたりも組み入れることも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどの答弁、一部訂正させていただきます。申しわけありません。分収林制度、町もやっております。22カ所20ヘクタールやっております。訂正させていただきます。

○議員（内藤 逸子君） 第1点の学童保育拡充の課題と子ども・子育て支援についてお聞きします。

学童保育は、共働き、ひとり親家庭等の小学生の放課後、土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業中は一日の生活を継続的に保障すること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的、役割を持つ事業・施設です。児童福祉法に位置づけられている児童福祉事業です。児童福祉法では、共働き、ひとり親家庭等の小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を言うとしています。健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情緒を豊かにすることを目的とする施設という児童館とは異なり、学童保育は毎日の生活を保障する施設です。

学童保育は、放課後、家に帰ってもお父さん、お母さんが勤めや営業で誰もいない子供たちにもう一つの帰る場所をつくって勉強や遊びなど、友達や指導員と一緒に過ごせる場所なのです。原則として3年生以下留守家庭児童を対象にしています。小学生全学年を対象にしているところもあります。必要な留守家庭の状況は把握していますかお尋ねします。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

必要な留守家庭を把握しているかという御質問ですが、厳密には、その正確な数値は把握しておりませんが、昨年度、子ども・子育て支援計画のニーズ調査を行っております。その中で、小学校1年から3年の児童に対して436件の児童に対して383件の回答をいただいておりますが、その中で母親、父親の就業を聞いている項目がございますので、その部分を若干御説明したいと思います。

母親の就労状況のフルタイム就労とパートタイム就労を合わせたものが313人、それから父親の就労状況を聞いている項目で、フルタイム就労が309人という結果が出ております。しかしながら、御自宅のほうに親御さんがいることも想定されますので、完全な留守家庭という形ではないかと思いますが、一応このデータを御報告しておきます。

○議員（内藤 逸子君） 学童保育で子供たちが過ごしている時間は、年間1,681時間にも及び、小学校にいる時間である1,221時間よりも460時間も長いのです。また、遊びに行きたい子供たちが利用する児童館のような施設ではなく、毎日そこで生活をしなければならない、学童保育に帰らなければならない施設です。子供たちが毎日学童保育に帰ってきて安全に安心して生活を送ることで保護者は安心して働くことができます。指導員との信頼関係、子供同士の豊かな関係の中で学童保育は子供たちにとって安全で安心して生活ができる居場所となっています。必要とする子供たちが利用できていますか。さっきの答弁では、ニーズ調査で調べたといいますが、ほんとに必要な子供たちが利用できているのか伺います。

○教育長（木村 誠君） 昨年度、健康福祉課が実施しました子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果によりますと、3年生以下の児童436人の保護者に対し383人から回答をいただいております。そのうち放課後を児童クラブで過ごさせたいと回答をいただいたのが106件との報告をいただいております。現在、町内の放課後児童クラブには、長期休業のみの利用を含めまして135人が登録をしておりますけれども、昨年度実施された子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果の回収率と回答率、現在の3年生以下の児童

数を比較して、今年度の放課後を児童クラブで過ごさせたい回答件数を推測しますと、134件になるのではないかというふうに思っております。

現在、放課後児童クラブはおおむね利用者の希望に対応できているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 住んでいる地域、小学校区内に学童保育がない学校もあります。学区があります。東校区では金鈴学園に学童保育が設置されましたので、さっきは4件、町内ではやっていると聞いたんですが、私の把握が間違っているかもしれませんが、多賀小と山本小区はないのじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

それと、母親の就労保障、最近の子供をねらった犯罪などを考えたとき、各小学校区への学童保育がほんとに必要なのに、利用できる施設がなくて潜在的な待機児童となっていないのか、また、母親が働いている小学校低学年の子供の末の子供のうち学童保育に入所している子供は何人おられるか伺います。

○教育長（木村 誠君） おっしゃるとおり、多賀小学校と山本小学校には設置はしておりませんが、現在、十文字保育園、それから川南保育園、ここで設置ができないかということで検討させていただいておるところであります。

児童クラブへの申請時には必ず就労証明書を添付するようになっておりますので、児童クラブに入所している子供の保護者は全て働いていらっしゃるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 学童保育は、児童福祉法で国及び地方公共団体に児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと位置づけられている事業として町は責任があります。では、設置基準はどうなっていますか伺います。

○教育長（木村 誠君） 設置理由につきましては、つい先日になりますが、平成26年5月30日に厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知によりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の趣旨及び内容が示されたばかりであります。これらを踏まえまして、場所、それから人員の確保、資格の有無等も含めまして検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 本町の現状は、平成24年度、通浜児童クラブが登録人員40人、平均利用者数は10人から15人、川南中央児童クラブは、登録人員が104人、平均利用者数は平日50人を超えるようです。そこで、施設の規模ですが、通浜の場合、児童館の設置基準に基づいて46平方メートルあり、1人当たり標準2.3平方メートルより余裕があります。しかし、中央クラブは利用者が平均50人を今超えていますので、40平方メートル弱、1人当たり畳半分もありません。かばんを置く棚も狭く、積まれた状況です。もちろん部屋の中だけで過ごしているわけではありませんが、全国連絡会が国に要望している運営基準では最低2平方

メートル欲しいとしています。施設拡張か複数施設にするか対応が迫られていると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、先ほど答弁させていただきましたけど、児童数は減っているけどそういう要望は高くなっているというのは十分把握しております。現状といたしまして、新たに施設をつくる、増設するというのはかなり、すぐには対応できかねますので、今できることは、今ある施設を使うということで、例えば川南小学校におきましてはまた別な部屋も今検討していただいているというふうに聞いております。

つまり、拡充か複数かということになりますと、使える学校の部屋を検討する複数化ということで考えております。

○議員（内藤 逸子君） ぜひ、使える部屋を使って、雨の日なんか特に困っているんです、今。見ていただいたらもうすぐわかると思うんですけども、ほんと子供であふれてるんです、1つの部屋では。だから、天気がいいと外に出したりとかするので、部屋の中にじっとしている子供は少ないんですけど、ほんとにいっぱいいっぱいという感じなんです。そして、月曜日から金曜日まではほんと50人を超える子供たちが来ています。行っていただくと、もう一目瞭然だと思いますので、ぜひ見ていただいて、ほかの広い教室があいていたら、ぜひ使わせていただきたいと思います。

次に、直接子供たちの安全な生活を保障する仕事である学童保育指導員の置かれている条件、環境は劣悪としかいいようのない実態があります。配置と処遇も重要だと思います。専門的な指導性が求められていますが、学童保育指導員が継続できる仕事として労働条件の保障も大事だと思います。処遇はどうなっていますか伺います。

○教育長（木村 誠君） 児童クラブ指導員の処遇についてということでございますけれども、指導員の給与につきましては、川南町臨時的任用職員の給与に関する規則、平成23年川南町規則第6号の中で時給780円のパートとして雇用しております。また、勤務時間や休暇につきましては、川南町臨時的任用職員等の勤務時間、休日及び休暇に関する規則、平成23年川南町規則第7号により取り扱っております。今後、国の示した基準によりまして整備していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 全ての市町村には、2015年度から5年間ごとの学童保育の整備計画を含めた子育て支援策についての数値目標をつくり、その目標に向けて取り組むことが求められます。国からの交付金は、市町村がつくる事業計画に基づいて支出されるので、その内容によって交付金の額が大きく異なってきます。学童保育の質的な拡充を図ることができる計画にするためにはニーズ調査が必要ですが、ニーズ調査を今後予定はありますか。いかがですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

学童保育に関するニーズ調査を行うことはあるかという御質問ですが、平成25年度におき

まして子ども・子育て支援計画におけるアンケート調査を行っております。これにつきましては、学童保育分も含めた内容になっておりますが、これにつきましては量の見込みを把握するために、現在の利用状況及び利用規模、これを行うことになっておりますので、この部分を平成25年11月28日の第1回の子ども・子育て支援協議会の中でアンケート内容の決定を行いまして、その後、アンケートを実施しております。

アンケートにつきましては、先ほど若干述べましたが、就学前の子供を対象に667件、これにつきまして回答588件、回収率88.2%、小学校の低学年の児童1年生から3年生ですが、これを対象に436件、回答383件、回収率が87.8%いただいております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 事業計画内容と量の見込みはどのような報告をされたのかお聞きします。

○福祉課長（篠原 浩君） 事業計画の量の見込みについての御質疑ですが、事業計画につきましては、平成25年度に実施いたしました子ども・子育て支援計画のニーズ調査をもとにしまして、各年度における幼児期の学校教育、保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期、また地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期等を計画に織り込むこととしております。

現段階では固まっておりますが、量の見込みとしましては、アンケートデータの回答の内容の数値、これにつきましては多岐にわたるので、全てを言うことはできませんが、放課後児童の健全育成事業に関しましてその数値を報告しておりますので、その数値を報告したいと思います。

29年と31年の報告数値でございますが、小学校1年生から3年生が平成29年度が190人、平成31年度が197人、小学校4年生から6年生が平成29年度が80人、平成31年度が73人ということで、合計平成29年度が270人、平成31年度も270人という報告を行っております。そのほかの部分に関しては、アンケートの調査内容をデータ化したものを報告しております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 国は、市町村に、可能な限り早期に条例を制定することを呼びかけていますが、川南町ではどのように進める計画ですかお尋ねします。

○福祉課長（篠原 浩君） 先ほども申しましたように、アンケート調査をもとに、各事業の事業量の見込み、今後の各分野の事業量を把握していきますが、その中におきまして条例等の整備も必要になってくるかと思っております。これにつきましては、例えば地域型保育事業、これは小規模保育とか家庭的保育等を実施する場合の認可基準、それとかその運営基準、それと放課後児童健全育成事業の基準、保育の必要性の認定、幼保連携型認定こども園などの認可基準、こういうをつくる場合は、そういった部分を町のほうで条例制定する必要がございます。これにつきましては、国のほうから示される参酌標準とか、そういう部分を前提にしまして検討を行いまして、9月議会をめぐりに検討する形としております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 放課後子供教室について、共働き、ひとり親家庭などの子供たちの毎日の生活の場である学童保育は、専用室、専任指導員、入所申し込みをして毎日利用する子供たちという3点が保証されなければその役割が果たせません。

一方、放課後子供教室は、全ての子供を対象にして、参加したい子供たちが参加する。活動、体験、行事などがあり、目的、役割、利用の方法、運営の方法、職員の仕事や子供へのかかわりなど大きく異なる事業です。放課後子供教室の実態はどうなっていますか。昨年度と比べていかがですか伺います。

○教育長（木村 誠君） 放課後子供教室の状況ということでございますけれども、全ての学校で毎週水曜日に実施しております放課後子供教室につきましては、平成26年5月31日現在で川南小学校23人、通山小学校18人、東小学校14人、多賀小学校25人、山本小学校11人の計91人が利用しております。

過去3年間の状況としましては、平成23年度が30人、平成24年度が45人、平成25年度が81人の利用となっております、年々利用者がふえてきております。

事業内容につきましては、例年、長期休業中も含めて体験学習型を主としていることで参加人数が増加してきているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 昨年度と比べて予算面では変わらないんですか。体験活動を楽しみにしていたが、ことは少なくなってがっかりしているとの声を聞きました。どのようにして行事は決まるのですか伺います。

○教育長（木村 誠君） 予算については変わっておりません。事業内容につきましては、毎年生涯学習係で内容を検討しております。事業内容は昨年度から大きく変更したものはございませんが、年々参加人数がふえてきている現状に鑑みまして、移動に時間を要する事業につきましては見直しをせざるを得ないという状況でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 厚生労働省は、子ども・子育て支援新制度において、学童保育の量的拡充を推進しつつ、放課後子供プランによる放課後子供教室の連携を推進しています。2つの事業の一体化ではなく、学童保育の一層の拡充を図っていく上で、子供たちにとってどのような学童保育を保証していくのか、働く母親のよりどころとなる学童保育の拡充を強く求めます。答弁を求めます。

○教育長（木村 誠君） 保護者のニーズや国の考え方、方向性からも、今後放課後児童クラブのほうに大きくシフトしていくのではないかなというふうに考えております。放課後子供教室はその趣旨と実態が乖離していく傾向にあることから、見直す時期にあるものと考えておりますけれども、放課後子供プランの上では、放課後子供教室と同じ機である学校支援地域本部事業を放課後児童クラブへ取り組むように工夫していきたいというふうに考え

ております。

○議員（内藤 逸子君） 第2点の町有貸付林の課題についてですが、本町の森林面積は約3,300町歩、その中で貸付林は現在54町歩です。約300町歩が返還されたこととなります。開拓農家の薪炭採草地の利用や目的は確かに変わりました。では、返還された林野の植樹や管理はどうされてきたのか、水源涵養、環境保全の理由での返還地を除き、農家が返還した林野の植樹や自然林の管理が欠かせないと思います。いかがですか。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

返還された町有林でございますが、全て産業推進課のほうで把握し、分収契約をされている部分につきましては、申請が上がった分につきましては分収林契約を結んで貸し付けを行っております。その代表的なものがトラックの森、小池方面になりますが、あそこに貸し付けてあるトラックの森10.3ヘクタールでございます。そのほかの管理につきましては、児湯広域森林組合とともに森林経営計画を策定し、国・県の補助を活用しながら植林を行っているというのが実態でございます。返還された全ての土地につきましては、把握し、計画に基づいてそういう対策を行っておりますが、現在植えてないじゃないかというようなところもあろうかと思いますが、それは年次計画に基づいてその事業を活用して植林をし、下刈りをし管理していくということを考えております。

それから、植樹や自然林の管理が欠かせないということでございます。この点につきましては私どもも本当にそう考えております。やはり川南町の森林というのは、里山に近いところにございまして、災害を未然に防ぐということも非常にあろうかと思しますので、近年では町としまして広葉樹の植栽、それを中心に行っているところでございますが、一部返還された地域の要望等もございまして、自然での放置ではないんですが、自然更新ということは今実験的に行っております。そこについては、特に注意して見ておるところでございますが、白鬚の奥地のところにそういう研修と申しますか、実験地を用意しているところでございます。そういう形で管理しているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 伐採後、植林された面積と管理状況についてです。40年経過以前に伐採された林野では、林業関係者による植林がされています。また、漁民の森やトラックの森として関係団体が自主的な事業として取り組まれている事例もあります。伐採された300町歩のうちどれほどの面積に町の管理の手が届いているのでしょうか。どのように総括されていますか。いかがですか。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、把握はして年次計画に基づいて植栽をしていると。ただ、この中で先ほどの質問でございました漁民の森でございますが、これにつきましては分収という形はとっておりません。あくまでも町有地にみんなで植林をして下刈りをしてきたという経過でございますので、トラックの森とは若干様相は違います。そういう形で、官民一体とな

って森林を守っていくという立場で今後も管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今後の貸付林制度の問題です。町は現行の貸付け規程に加え、新たに貸付け期間と条件を定めています。貸付け期間を平成35年3月末と規定し、条件として分収林制度への移行を認めています。貸付け期間を35年3月というのは、あと10年後には全て返還してもらおうというものです。ある借入者の一人は、毎年使用料を払い、10年後に適切な伐採期に至らない場合、延長はできないか、また分収林制度に移行する場合、貸付け期間の使用料を分収率に反映できないかとの要望もあります。いかがですか。

○総務課長（諸橋 司君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

平成25年4月1日から平成35年3月31日まで、町有特別財産林野貸付け契約を結んでおります。この貸しつけの条件の中で、今契約の更新は認めないということで、規定をしております。ただ、借入者が更新を希望する場合には、先ほどから話が出ておりますように、分収造林の契約を締結していただきたいと考えております。その契約の締結のときに、その分収の割合等はまた町と借入者とで協議して決定したいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 貸付林は現在54町歩です。貸付け期間の40年以前に伐採し植林をして10年ごとに契約更新をしてきた林野です。この間の貸付林審議会でも10年ごとの更新を認め、議会での町長答弁でも今後返還される全ての山を町が管理するのはなかなかできない。借り入れの希望には審議会に図り継続させたいと表明しています。借り入れ農家は毎年使用料を払い、木材市況な伐期を決めたいのです。その希望も入れた改善を求めます。答弁をお願いします。

○総務課長（諸橋 司君） 先ほども答弁いたしましたように、借り入れ者の希望があれば分収造林契約を結んでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 分収林制度についてです。歴代の審議会や町長の議会答弁でも林野の貸付け制度にかわる分収林制度の必要性和実施の考えを示してきました。町有貸付林の返還に伴い、適切な林野管理は重要な政策課題です。平成16年分収造林規則を制定していますが、その目的と現在の利用面積を示してください。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

分収林制度の件でございますが、これにつきましては平成16年度に規則を制定して行っているところでございますが、このきっかけと申しますのが先ほどから申しますトラックの森への貸付けということでございます。宮崎県トラック協会が川南町の町有林を借りてそこに植林をする。トラックが排出する二酸化炭素を少しでもトラック業界みずからが何らかの自然に対する還元をしたいということでこれに取り組みされました。

ただ、それをやるときに、町有林、薪炭林としての貸付けというのは当然無理でございま

すので、どうするかというときに、では分収林契約、国の制度に基づきまして、国が先行して分収林契約をやっておりましたので、それを参考に16年度に規則を制定して貸付けをしたというところでございます。それから、面積でございますが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、20ヘクタール程度を現在貸付けを行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....
午前11時17分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 分収林制度が発足して10年を経過して、利用面積は9.7町歩にすぎません。貸付林の伐採、取引をされた林業関係者の一部の利用にとどまっています。貸付林も返還したもと開拓農家を初め林野を愛し造材価値を求める町民誰もが参入できる制度として取り組まれるよう要望し、あわせて町長の見解をお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 森林資源につきましては、非常に大事な財産であると考えておりますし、長い間林業関係者が非常に苦しんでおられた現状も十分承知しております。現状として、木質バイオマス、いろんな形でもう一度日本の木を見直そうという機運があるのも追い風になるかと思っておりますが、いずれにしても、やはり我々の財産である林野をどうやって守っていくのかということで分収林制度といのは町にとってもそれを管理して利益をまた割合によって分けますが、住民の皆様にとっても非常に有効な手段の一つであると認識しております。

○議員（内藤 逸子君） 第3点の悪臭根絶問題についてです。

悪臭の原因がMBR関連の発酵施設への鶏ふんの堆積であり、町も認めています。除去の指導もしているのになぜ堆積がやまないのか、MBRと地域住民との協定が創業以来守られない。町が指導を繰り返しても是正されない。そんな状況を今後も黙認されるのでしょうか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたけど、やはり今よりも少しでもいい方向にどうすればなるかということはこれからもずっと協議するべきでありますし、町といたしましてもそういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 昨年来、町長は、MBRの隣接地に計画されている森林発電所に連動して解決したい、最後のチャンスだと表明されています。今も同じような回答をされました。

町長は、確約書の実施に期待したが、見解の相違で解決に至っていない。関連施設の堆肥処理施設、乾燥施設、貯蔵施設を密封して森林発電所に燃焼させると言われます。これは実

情にも道理にも反しているのではないのでしょうか。

従来この地で行われていた鶏ふんの中間処理はなくなり、全てMBRの発電原料に変わったはずですが。堆肥処理施設、乾燥施設、貯蔵施設が今どう機能しているのかお答えください。

○町長（日高 昭彦君） においについての問題、これが長い間なかなか解決できていないというのが現状であります。それは議員からも機会あるごとに質問も受けております。我々が何を考えるべきかというのは、やはり一番困っているにおいをどうするのか、それはシステム上、ゼロにならないかもしれませんが、今できることを考えてやるという方針は今後とも変わらずやっていきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） この地で行われてきた鶏ふんの中間処理事業が平成5年、6年の単価処理を経て今日の焼却発電に進みました。堆肥処理、乾燥、貯蔵などという概念はMBR事業に進んで消えたはずですが。それ以外に関連企業で取り扱われる鶏ふんが存在するのか、事業所系汚泥や堆肥センターの撤退による採卵系鶏ふん利用があるのか明確にしてください。

○町長（日高 昭彦君） 同じような答弁になるかと思いますが、今できることをほんとにやるしかないと思っておりますので、現状、今までのことに関してもう言いわけというのはきかないと思っておりますし、何が問題なのか、どうすればいいのかというのは同じように常に考え続けるべき問題と思っております。

○議員（内藤 逸子君） MBR関連の鶏ふん以外の悪臭なら、それ自体の対策が求められます。しかし、現在特定されている悪臭はMBRの指導監督下にある発酵施設です。この施設に係る利用と規制については地域住民との確約書に明確に示しています。発酵施設の使用規定について町の見解を示してください。お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） 何度もお答えしておりますが、確約書について、やはり町としては同じ姿勢で臨んでいるところでございますし、問題があればその都度指導助言をしていくということでございます。

○議員（内藤 逸子君） 確約書では、第1に既存施設を使用、鶏ふんの水分調整は一切行わない。第2に、定期検査等特別な事情による一時的な仮保管であり、その間の悪臭対策を厳重に示しています。あくまで一時保管であり、検査等の終了の後、MBRの受け入れ、最後に投入されるのは誰が読んでも理解できるものです。町長、担当課長、この確約書に長期堆積ができる記述がありますか。町長が立会人になり、MBRも責任を持って履行しますと約束しているものをどうしてこちらから投げ出すのですか。お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） 確約書に関しまして、何度も同じ質問になりますが、見解の相違ということで、現状があるのは認識しております。ですから、何度も言いますように、今これからどうするのか、そちらに重きを置き、今後の取り組みを考えております。考えたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 今現在、進行している状態に重きを置くと言われますが、これはMBRのグループ企業による発酵施設の永続化を認めることになるんではありませんか。M

B R立地の原点に立って、地域環境の悪化をやめ、住民に歓迎される企業活動への町の確固たる姿勢は示せないのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 最近の情勢で、やはり企業の企業責任という視点が少しずつ変わってきております。日本も20年間、失われた20年と言われます。高度成長期が終わって、ほんとに我々は何を目指していたのかというのを今問い直されてきておりますので、企業においても、1つは地域貢献である。そして、今までの利益優先から共存という道を選んでいただきたいと思っておりますし、我々行政も一緒にやっぱりそこは考えていくべき問題だと考えています。

○議員（内藤 逸子君） このにおいの問題、悪臭の問題を私は一掃したいということをやっと質問しています。ぜひ、この機会にというんじゃなくて、やっぱり常日ごろ町民が安心して暮らせる、皆同じだと思うんです。企業も同じだと思うんです。約束を守らせるということが町の責任だと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） まずは、先日の大雨により町内各地で甚大な被害が発生しました。被災された関係各位に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、速やかな復旧・復興が実現しますようお祈り申し上げたいと存じます。

さて、通告書に従いMC Iと認知症に関し、3点伺いますので、よろしく願いいたします。

厚生労働省の調査によります、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上り、さらに認知症になる可能性があるMC I、マイルドコブニティブインペアメント、いわゆる軽度認知障害の高齢者も約400万人と、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症もしくはMC Iと推定されています。また、認知症高齢者数は、2002年から2012年の10年間で倍増しており、2025年には認知症が人口の4%を占めると推定され、認知症及びMC Iに関する早急な対応が求められていることは言うまでもなく、まことにゆゆしい重大事であります。

認知症予防対策に取り組んでいる自治体は多いと聞きますが、先月12日、NHK総合テレビで放送された鳥取県の人口約1万8,000人の琴浦町では、2004年度から認知症予防教室を開催し、途切れることなく今日まで続けているとのこととあります。これまで判別が困難と言われた認知症の前駆段階とされるMC Iについて、簡易検査で早期に発見できるとのことですが、当町での取り組みはいかかなものかお伺いいたします。

ところで、その簡易検査の発売を手がける会社の資料によりますと、MC Iと認知症はともに特定の疾患ではなく、認知機能低下症状におけるステージを示すもので、一般的には潜在的な疾患やコンディションが引き金となるとのこととあります。

厚生労働省などでは、食生活改善や適度な運動など生活習慣の改善、社会的交流をふやす

など防御要因の強化を早期に取り組むことを予防策としていますが、当町においてはどのような防止策あるいは検討をされているか伺います。

さて、総務省の人口推計2013年10月1日時点では、日本の総人口に占める65歳以上の割合が25%を突破したとのことであります。また、10年後の社会は若者1人で4人の高齢者を支える逆三角形の人口構造になっているとの報道もあります。

5月27日の宮日新聞によりますと、隣の都農町では、町民の高齢化率が30%を超えた。高齢になっても不自由なく日常生活ができる町民をふやそうと、昨年度から独自の介護予防教室を展開しているとの記事が記載されていました。

当町の高齢者福祉につきましては、地域支援事業や在宅福祉事業と大きく2つのサービスがあるものの、あくまでも在宅福祉であります。教育、きょういくところ、教養、きょうの用事、この2つにこだわりますが、いかに外に目を向けさせるか、外に足を運ばせるかが重要なことだと考えます。都農町の運動習慣を定着させようが連想させるように、平日開館している町内の別館などを高齢者のために憩いの場のような場所として提供し、積極的に新たな事業に取り組むべきと考えますが、町長のお考えはいかがなものかお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、軽度の認知障害、MCIということでございましたが、それが早期に発見できる検査ができたというのはいろんな報道から聞いております。本町としては、現在それを取り入れているかという、それは現在としては取り入れておりません。今は、厚生労働省のチェックリストを使いまして特定健診または包括支援センターの高齢者の実態把握ということに努めております。

なぜそれを取り入れてないかということでございますが、高齢者に関するいろんな福祉の事業の中で、認知症に特化した検査でございますし、1回当たりの使用料も要ると。大事なことは、その後どうするのか、診断を受けた方たちに対するフォローをどうするのかという視点が大事だと思っておりますので、今後については、新しい方法なり、我々としても必要があれば検討もするでしょうが、現状としては今やっていることで社会福祉協議会を中心とした活動になっておりますが、そういうことに取り組んでいるという現状を報告させていただきます。

また、その予防策としてどうしているのかということでございますが、まずそういう介護の状態が必要になるおそれのある高齢者、そういう2次予防対象者ということでございますが、そういう方に関して幾つかの事業を実施しております。1つは、元気アップ事業ということで、現在9年目を迎えておりますが、1回当たり20人ということで委託をしてさせていただいております。また、認知症に対する理解を広げるといことで、認知症サポーター養成講座というのを展開させていただいております。現在、3年目に入っております。

それから、川南町において非常に大事な歴史であります。旧分館を中心とした地域ふれ

あいサービス事業というのを、これは16年はたっているかと思っておりますが、そういう各旧分館でボランティアの方々を中心にやっていただいております。非常に効果も上げていますし、賛同もいただいておりますが、ただ、ボランティアの方々たちも高齢者になっていっている現状もございます。そういった面を含めて、福祉に向き合うというのはこの自治体も、我々においても大事な問題でありますので、町として、ほんとに大事な部分としてこれからも取り組んでいきたいと考えております。

最後に、新しい自治公民館制度になりまして、現在、別館を事務所として活用させていただいておりますし、これまでも高齢者の方々の長寿会であるとか、そういう方たちの集いの場でありましたので、憩いの場としては十分今までどおり機能させていただきたいと思っておりますし、今後につきましては、いろんな高齢者のひとり暮らしであるとか現代社会が抱える悩み、問題等を相談できる相談の場としても使えるのではないかと。また、各保健センターの職員も地区ごとに配置をさせていただきますので、同じように介護の場という形もとれると思っております。

先ほどの別な議員からの質問にありましたけれども、今地域づくりをまさに動かし始めたところでございます。いろんな可能性を御指摘いただきながら、勉強させていただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。今さら申し上げることもありませんが、最近とみに認知症に関する記事が、県内、宮崎日日新聞にも結構特集がありまして、実はおとといの新聞にもありました。おとといのトップ記事には、「送りつけ商法」皆さん読まれたと思うんですが、「投資詐欺被害、認知症高齢者1万人超」これはもちろん全国なんですが、13年度、この10年前から倍増しているというようなことであります。ここの記事は健康食品の送りつけ商法あるいは投資詐欺といった消費者トラブルということでの内容が載っているところですが、それと同時に、認知症にあっては、高齢者をめぐっては徘徊して行方不明になる方が年間1万人を超えるというような情報も載っております。取り巻く状況が深刻化しているわけです。要するに、地域の見守りや成年後見制度の利用で未然に防いでほしいと国民生活センターでは呼びかけているというふうになってはおります。

それから、認知高齢者の消費被害というのが多いんですけれども、だましやすさの標的になりやすい、周囲の目、防止が重要だということなんですが、町内でも結構大きな被害に遭ったというような情報もありました。

また、一方ではこれは静岡なんですが、自治体独自で高齢者を守る取り組みを始めた地域もあるというような記事も載っております。当然、自治体の皆さん方、興味のあるところですから、新聞をお読みになっているというふうには思うんですが、かいつまんだところだけなんですけれども、こういった日々新聞に掲載があるわけなんですけれども、当然ながら地域としても、自治体としても今以上に行動を起こさなければならないということは、もう今さ

ら言うまでもないんですけども、先ほど町長が答弁されたように、幾つかの事業をやっているということなんですけど、当然、一方では医療とか介護にかかる費用についても影響しますんで対策が要るということは言うまでもございませぬけれども、このことについては非常にゆゆしき事柄で、この件について町長としてどのようにお考えなのか、まずは答弁をお願いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、日曜日に社会福祉協議会の60周年記念式典を開催させていただきました。その中でも申し述べさせていただきましたけど、これから迎える時代に、福祉、少子高齢化も含めてですが、そういう時代が来るという目の前、もう当然周知の事実でありますので、どう向き合うのか、どうしていくのか。

1つは、失礼な話ですけど、町の予算という面からいけば、いかに医療費を低く抑えられるかということは大事な視点であります。つまり、病気になって治療を受けるんじゃなく、病気になる前に予防として我々ができることとは何があるのか、そういうことになるかと思えます。そして、予防としての視点は、もう一つは認知症の、先ほど議員が言われました軽度の認知の時点からの社会とのかかわり、隔離をするのではなくて、その時点から地域として一緒に進んでいく、そういう形がこれから必要になってくると思えますし、ますます社会福祉協議会の記念式典を契機に、川南町が福祉に向かう町、それは当然大事なことだと思っております。

○議員（川上 昇君） きょうは認知症に関して早期発見ですとか予防に向けて質問させていただくわけですけども、冒頭に、2025年には認知症が人口の4%を占めると推計され、認知症及びMCIに関する早急な対応が求められているというふうに申し上げたところであります。

実は、先週の金曜日の、これも宮日新聞なんですけど、実際は認知症で全国で不明が1万322名ということだったようです。2年間で258人が未発見というような情報も一緒に載っております。県内では、47人が不明ということだったんですけども、我が川南町では、これが対象の方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、実際どうだったのか、把握されているか。どうだったのか、その辺、いかがでしょうかお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 全国で1万人以上の方が不明者が出た。そしてなおかつ今わかっていない方も二百五十数名いる。県内においては47名、現状で2名の方の所在がわかっていないということですが、町内においてそういう行方不明者が出た。実は何度もございませぬし、その都度、消防団を含めてそういう搜索ということをしていただいております。今なお不明者がいるという情報は、私としては聞いておりませぬ。

○議員（川上 昇君） 確かに、かつて消防団の方々初め関係の皆さん方が搜索に出られると。出られたという話は伺っておりますので、町内でも全くゼロだというふうに思っているわけではないんですけど、いずれにしても町内も高齢化が当然——高齢化といいますか、もう高齢化じゃなくって高齢ですけど、高齢社会なんですけど、今からは20年、30年はどうしても

続いていくんじゃないかなと、全国そうなんでしょうけれども。そういうふうに思っているところです。

だから、余計に実際の認知症はもちろんなんですが、1人でも予防策をとると、早期発見して、できることならそれ以上深刻化させないと、症状を。そういった手を打たなければいけないというふうに思うんですが、これ物の本によるんですけれども、MCI、軽度認知障害については、冒頭申し上げましたけれども、例えば物忘れを自覚している。辺りの情報でもいいんだけど物忘れを自覚しているとか、客観的に記憶障害がある。新しいことを覚えられない、認知できない、思い出せないとか、認知機能は保たれている、日常生活は基本的にできる。認知症ではないと、こういった5つがあるとMCIに対応していくんだというようなことなのですが、記憶障害のみの場合は4年後の認知症への移行率は24%なんだけれども、言語、注意、視空間、見る空間、視空間認知の障害のいずれかを合わせ持っている人の移行率は実は77%だと言われているそうです。何とも恐ろしい統計結果なんですが、だからこそ早くから早期発見を手がけて継続しなければならないということが言えるとは思いますが、町を挙げて積極的に取り組む必要があるんじゃないかと、当然、今されていることもあるんですが、さらに何かまた新しいことに手がけなきゃいけないんじゃないかというような気がするところでありました。

先ほども申し上げましたけれども、鳥取の琴浦町では、地域支援事業の一つに認知症予防健診ひらめきはつらつ教室というサービスがあるようです。認知症の正しい理解と予防のための講話及び介護予防体操、頭の体操、そして希望者には物忘れの検査を行うといったサービス内容のようですが、川南町でもやっている就先ほどおっしゃいました元気アップ事業ですか、もう9年ぐらいたつんだと。20名ほど実施しているということだったんですが、ちょっと私も勉強不足で十分認識してないんですが、これどういった事業なんですか。お伺いします。

○福祉課長（篠原 浩君） 川上議員の御質問にお答えします。

元気アップ事業についての中身についてでございますが、元気アップ事業につきましては、先ほども言いましたように、厚生労働省作成の基本チェックリストに健診時とか包括支援センター、そういった部分で引っかかった2次予防対象者、要支援とか要介護に移行する確立の高い人を対象に、予防医学研究所に委託して、老人福祉課において予防運動、それから頭の体操、それから週1回の口腔ケア、そういった部分を行って通所型の介護予防事業を実施しております。これにつきましては、7月から10月、それから11月から2月の年2回2クールを行っております。毎週1回の13回が1回のクールになっております。これを年2回行っております。2次予防対象者277名に対しまして参加者が28名ということで、参加率のアップが当面の課題でございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 実は、先ほど言いました鳥取の琴浦町では、このMCIに対して

の取り組みの内容なんですけれども、Tペックという会社なんですけれども、そこが10分間の電話でその対象者がMC Iかどうか判定ができるというような内容の、いわゆる軽度認知障害スクリーニングテストを発売、提供しているというような情報でもありました。多くの企業ですとか自治体、医療機関、団体に対して普及を図りたいんだと、その会社がそういったことをやっているようなんですが、手軽にできる、当然これも有料ですから、簡単にそういった事業を手がけるというのもなかなかのことかとは思いますが、さまざまな予防策あるいは早期発見の対策を講じてみるというのも大事なことであろうかと思ってここでお話させていただくわけなんですけれども、そのスクリーニングテストについては、10分程度の質問で97.3%の——会社が言うことですから高精度だというようなことで判定できるというようなことなんです、このMC Iについては町の、町長はなかなかかとは思いますが、担当課あるいは担当者あたりは御存じだったんでしょうかお伺いします。——失礼、MC Iじゃない、MC I Sというらしいんですが、このスクリーニングテストについて。失礼しました。

○福祉課長（篠原 浩君） 川上議員の御質問に再度お答えします。

MC Iのこのテストにつきましても御質疑でございますが、まことに不勉強なんです、私今回の川上議員の一般質問で正直なところを申しますと、このMC Iという言葉を知って、それからテレビ等のマスコミ等で流れているのをさらに聞くようになったという程度でございます、今回のこの中のMC Iに関しましての資料をインターネット等で収集した中で、今いった川上議員のTペックという会社の情報は流れておりましたので、確認させていただいた次第でございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 実は、私も、以前からももちろん知っていたわけじゃありません。最近になって、特に新聞ですとかさまざまな報道で、テレビでも放映していましたんで、しかも、当然これは当町川南町でも同じような問題といいますか、同じような課題を抱える町でありますので、私もインターネットあたりを通じてさまざま調べていたところがそういうことでした。ただ、10分の電話で簡単にできると。しかも97.3%の高精度だということですから、これも1つの参考にしていただければいいかなというふうに思うところであります。

厚生労働省もさまざまな対策をとということで、当然、国から県を通じて町のほうにもいろいろと流れてきているんじゃないかとは思いますが、5カ年計画というのを実際平成25年度、昨年度から始めていると。オレンジプランと言っているらしいんですが、認知症施策推進5カ年計画ということで、当然これは国が計画している、計画し実施してきた推進計画ですから、どれぐらい基礎自治体まで浸透して十分な対策がとれているかどうかというのは不明なんです、その中でも早期診断、早期対応というのが当然オレンジプランに入っているわけです、5カ年計画に。でも、2年目なんですけれども、当町では取り組みとか検討がされているかどうか、あるいは進捗状況はいかかなものか、この点についてお伺いします。

○福祉課長（篠原 浩君） オレンジプランについての御質疑でございますが、この部分に関しましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ここでの答弁はちょっとできませんが、介護予防マニュアルの改訂版の中で、MCIの可能性の高い高齢者のスクリーニングとともに有効性の確認された運動習慣プログラムを提供することにより認知機能低下を予防という部分がありまして、その中で実施内容としましてウォーキングやフィットネスの適切な運動、多様なコイフェノールやDHA、EPAなどの不飽和脂肪酸などを含む食品など、この部分が欧米を中心に報告されているという部分で、自治体に工夫によるレクリエーション、音楽、あるいは調理などへの参加によって、今まで各自治体でなされておりますが、これらの認知機能低下の予防について明確な予防効果についてはまだはっきりしたものがでてないということで、介護予防マニュアルのほうの確認としたところでございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 私もちろん専門家ではありませんから詳しい内容は私の口から申し上げるわけにもいかないんですが、先ほど紹介しましたおとといの宮日新聞のトップ面、「認知症高齢者1万件強」と、大きい見出しがあるページのすぐ下、「ズーム」という欄がありまして、そこに認知症高齢者の説明が載っております。ちなみに読んでみますと「厚生労働省の推計では、介護が必要な認知症の高齢者は2012年に300万人を突破、2002年の149万人に比べて倍増し、20年には400万人を超える見通し。このほか、症状があっても介護保険制度を利用していない人が10年時点で160万人に上るとされる」。

ここからなんですけれども、国は昨年4月から認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランということみたいなんです、これを開始した。従来の施設中心の施策、今までは施設を中心に策を打ってきたんだということから、できるだけ在宅ケアを充実させ、住みなれた地域で暮らし続けられるようにすると方針を転換したというようなことが書いてあります。これがオレンジプランの総括だというふうには思うんですが、そのオレンジプランの抜粋版を見てみますと、平成25年から26年度は、各市町村において認知症ケアパスの作成を推進しようといったほうがいいです。推進と。そして、平成27年度以降は介護保険事業計画、もちろんこれは市町村なんです、そこに反映するんだというような流れをまずはうたってあるんですけれども、このことについて、しかもこれ5カ年計画ですから、2年目の現在、基礎自治体のほうに来てないというのもいかなものかなという気はするんですけれども、そういった計画があると。仮に御存じないということであるんでしたら、また当然調べていただいて、とるべき措置をとっていただきたいなというふうには思うところであります。

そういった5カ年計画が出ていましたんで、町ではどういった取り組みをしているのかなというのがあったもんですからお聞きしたところです。

それから、二、三回申し上げましたけれども、厚生労働省が食習慣改善、生活習慣を改善していけば認知症にもなりにくいんだよというようなことを厚生労働省が言ってるわけです。

けれども、アルツハイマー型の認知症です。このことについては食習慣あるいは運動機能、運動習慣で脳の生理状態を良好に保ち、そして対人関係、視的行動、この辺をやっていくと、認知機能を重点的に使って機能の改善や維持が図られるというようなことを言って思いますが、当然これも自治体としては御存じだと思うんですけども、こういったことだよというようなことも含めて、特にこういった予防策については、広くPRする必要があるんじゃないかと、さまざまな媒体を通じて町民の皆さん方にお知らせして、それなりの対応をお願いしたいと。もちろん自分でもできることも当然あるわけですから、そういったPRが必要じゃないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。お伺いします。

○福祉課長（篠原 浩君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

もちろん町のほうのいろんな情報に関しては全て開示していく必要があると考えておりますので、こういった部分の情報につきましてはいろんな広報紙等媒体を通じて発信していきたいと考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（竹本 修君） 発言者……。

○議員（川上 昇君） ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

一つの笑い話と言ったら失礼な話なんですけれども、例えば認知症に限らず高齢者あたりがさまざまな詐欺に引っかかると。当然これがあつてはならないことなんですけれども、特に認知症ごみ人は詐欺にかかりやすいというような報道も日々聞くわけですが、先ほど言いました笑い話と言ったら失礼なんですけれども、それは何でかということ、家にいるからだ、家にいるから電話をとると。その電話をとって相手から話をされるからついでまされてしまうというようなふうに考える方もいらっしゃいます。つまりは、確かにそれも100%否定はできないんですが、考えようによってはいかにだから家にいないか、電話に出さないということじゃないんですよ。家から外に出す。先ほども申し上げましたけれども、人と接する、頭を使うといったことが大事になってくるんじゃないかというふうに思うわけです。いかに、だから家から外に出すかということなんです、町のほうでも先ほど町長が答弁されましたが、旧16分館でもやっているんですけれども、地域ふれあい、これが16年ぐらいたつんでしょうか、確かにやっております。ただ、これは月に1回なんです。月に1回だと思えます。ほかの地区もそうだと思うんですが、地域の方々がボランティアでやられています。確かにそれは私は、もちろんスタッフは大変なんですけれども、非常にいいことだというふうに思うんですが、町長も先ほど申されたように、6つの別館も常勤の公民館長がいますので、平日はあいているというようなことなわけです。だから、お茶飲みとかそういったのはもう大いに結構だということなんです、その辺をひとつ、もう少し膨らませて、一つの施策として何かやってみるといふ、そういった具体的などころまで検討しようかというお気持ちはございますでしょうかお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、大事なことは、やはり高齢者の方々が健康で生き生きと暮らせる社会をどうつくるのかと。事業として取り組みればそこに予算が発生するわけですが、それとは別に、日常的にそういうかかわり合いが我々の中でできるんじゃないかと。例えば我が家而言えば、おふくろが地域の人たちと常に楽しく会話ができるような状態をつくれるんじゃないか。そういう環境を整備する。それは地域づくりの視点にもつながることだと思っておりますので、もう一度言いますが、予算をかけてやる事業はやはり啓発するには大事なことでありますが、常日ごろから議員が言われますように、月1回じゃなくて、毎日そういう形をつくれるような環境、そういうことはこれからの課題であると考えております。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（川上 昇君） 午前中も申し上げましたが、都農町で介護予防教室に取り組んだっていう、5月27日の宮日新聞の記事を、せっかくの機会ですからちょっと読んでみたいと思うんですが、60代も取り組んでいるということなんですけども、記事が、高齢になっても不自由なく日常生活ができる町民をふやそうと、都農町は昨年度から独自の介護予防教室を展開している。従来より若く健康な世代も対象に、早くから正しいトレーニング習慣を定着させるもので、実際に著しい機能改善を見せる町民もいることから、同町は本年度以降も事業を広げる方針。都農町の場合が、町民の高齢化率が30%を越えている同町。医療・介護保険料抑制の観点からも80、90歳代の高齢者を中心に、介護予防事業を実施してきたが、体の自由が効くうちに運動機能を強化したほうが効果的に健康寿命を延ばすことが図られると判断。60歳代も対象にした新たな事業を展開することにしたといった記事であります。

それなりの思いがあって、その事業を継続するということなんだろうが、きょう、私の場合、認知症ということで、それからMC I ということでお伺いしてるんですけど、こちらのほうも全く関係ないわけじゃないということがありまして、紹介させていただきました。

それから、先ほど国の事業でオレンジプランは今のところ認識してないと、取り組んでないというような答弁があったわけですが、実はそれとは別に、厚生労働省のほうで認知症地域支援施策推進事業というのが取り組まれてるようなんですけども、これは当然、国だけじゃなくて県はもちろん、市町村の単位までおろしてやってるんだということなんですけども、こういった国の事業を取りかかるとしては、当然それなりの費用と、いわゆるその予算のほうも見越してる事業だというふうに思うんですが、認知症地域支援施策推進事業、そしてそれを受けてその推進のため、医療と介護の連携強化に基軸を置きつつ、市町村の実情に応じた

事業の展開を可能とする市町村認知症施策総合推進事業を実施しているということのようですけれども、当町ではこの事業につきまして、これは当然御存じだと思うんですが、具体的にどのような事業を展開されてるのか、その辺についてお伺いします。

○福祉課長（篠原 浩君） 川上議員の質問にお答えしたいと思います。

介護予防関係の地域支援事業としましては、先ほど言いました元気アップ事業、これに含めまして地域介護予防支援事業、これにつきましては、食生活の改善事業でございますが、長寿会もしくはこれにつきまして要望のあった部分で高齢者を対象に食生活の改善、調理実習等を通じて食生活の改善をしております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 私もあっちこっち調べていきなり持ってくるような事業のお話をしましても、当然つながらないということがあるかなとは予想はしてたんですが、当然、今までされてきている事業を、中身の濃い事業をされて、さらにされるということを望むわけですけれども、こういった県と言いますか、国のほう、厚生労働省のほうからそういった施策支援事業があるということがあれば、先ほど申し上げましたように、その予算の関係もあるでしょうし、ただ、こういったことがその基礎自治体まで徹底されてないというふうに受け止められるんですが、そういったことで理解してよろしいのでしょうか。お伺いします。

○福祉課長（篠原 浩君） 川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

認知症、地域支援施策推進事業につきましては、私のほうがちょっとこの部分に関しまして資料を手元に持っておりませんので、ちょっと確認の上、御答弁したいと思います。

以上です。

○議員（川上 昇君） ぜひそのようにお願いしたいんですが、これは地域のサポートまで考えた医療と介護の事業だということなんですけれども、認知症の地域支援推進員ということで、そういった方々も任命しながら、自治体はもちろんですけれども、地域ぐるみでこういった取り組んでまいりましょうというような事業のようなんです、ぜひまた調べられて、取り組むべきことがあればって言いますか、取り組むべきことは取り組んでいただいて、充実した数を、事業をされるように、展開されるように、お願いしたいなというふうに思うところであります。

先ほどからちょっと前後しますけれども、公民館当たり公民館——失礼しました、別館当たりを地域ふれあいもやってるんですが、できる限りそういった施設を、別館に限らずさまざま考えられるんですけど、例えば、いろんな街角にいわゆる茶飲み場をつくるですとか、町の公民館に限らず地区の公民館当たりを利用するとか、さまざまなことを考えられますが、いろんなことを検討しながらさまざまなきっかけづくりをぜひお願いできればと、私ども一住民としてできることはやっていかなきゃいけないという認識をもちろん持っておりますし、行政側もそういったのに取り組んでいただきたいなというふうに思うところであります。

実は、通告をしていないことが1つ、ちょっと申し上げたいことがあるんですが、一方的

に申し上げさせていただいて、本日の質問を終わりたいというふうに思います。

何度かこちらで申し上げた地域おこし協力隊の話なんですが、実は前回の定例会でも地域おこし協力隊に申し上げました。これが創設5年だということになっているようです。隊員も自治体ともに10倍超になってきたと、当初に比べましたらね。都会の若者たちが農山村の活性化に取り組む地域おこし協力隊が創設されて5年、隊員数は約1,000人ですね、受け入れ実態が318になったということでもあります。耕作放棄地の解消とか伝統行事の維持に貢献してるんだというようなことでもあります。

前回、町長は宮大というような話もあったんですが、全く異質のものでありまして、ぜひ、この地域おこし協力隊の件も協力していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（竹本 修君） 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告にしたがって質問いたします。

最初に、太陽光発電設置事業による土地の乱開発防止対策について伺います。

近年、無秩序に土地を乱開発し、雨後の筍のように乱立、設置されている発電所は、構造的に保水力がない上に、従来から設置されている周辺側溝は構造的に太陽光発電施設が設置されることを予測して設置されておらず、排水容量は不足しているため、今後、道路や農地の冠水等、多様なトラブルが発生することが危惧されると、さきの3月議会の質疑で、土地利用規制について問題を提起しました。

その危惧は今回の想定外の大雨により、平田川の反乱や道路・農地の冠水被害が発生し、現実のものとなりましたが、町条例を整備し、規制をかけ、良好な自然環境の保護と災害防止を図るべきではないのか、町長の見解を伺います。

次に、石井記念川南保育園建設において、補助金は適正に運用されているのかを伺います。

5月8日の議員勉強会の保育園施設における理事長の説明において、追加工事による建設費が2億2,000万円ほどになったと入札結果一覧表と異なる発言をされた。補助金は適正に運用されているのか、また、このことは入札制度、ひいては議会の存在意義をも否定するものであるが、問題はないのか、町長の見解を伺いたい。

建築確認申請書ほか書類提出に至っては、県庁等の担当課、法人、設計士等、提出以前から入念に事前協議を行い、提出していると思われるが、どのような施設が必要になり追加工事が発生したのか、その理由を伺いたい。

追加工事を行うには、県の設計変更に伴う契約変更の取り扱い基準を満たさなければならぬが、適正な審査のものと許認可付与であったのかを伺いたい。

追加工事が補助対象事業であれば、当然補助申請し、認められれば補正予算計上となるが、それがなかったが、補助対象外事業であったのか、その負担先を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電についてでございますが、御指摘のとおり、いろんな各地に太陽光発電

の設置が見受けられます。町として今、確認しているところで約50カ所ございます。

まず、問題なのは、指摘あったとおり景観をどう考えるのかと。川南町の自然の中での景観。それともう1つは災害についてのことでございます。その2つについてどのように考えるかということでございますが、当然、さまざまな法律の中で設置をしていただいておりますので、あとは町としてどう考えるかというのを今、現状としては条例を改正する、つくり直す、新しくつくるという動きはございませんけど、これからこのエネルギー政策が国が推進している以上、やはりある意味で我々も受け入れる部分は受け入れていくしかないと思っておりますし、今後の川南町の方向性と照らし合わせながら取り組んで、条例についてはこれからの課題だと考えております。

また、石井記念川南保育園の建設についてでございますが、基本的に追加工事につきましては、おもちゃの収納棚でありますとか、手回り品、子供用のトイレとか、そういう水回り品と駐車場などの外構工事によって、規模や構造の変更でないために、本体工事の設計・入札には問題ないと考えております。

また、追加工事について、もともと補助基準額を超えておりましたので、設計や変更は必要ないと考えておりますし、追加分については全て法人の自己負担となっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 条例の設置等を考える、検討課題、説明でありましたが、今、現在、坂の上の廃棄物中間集積所の北側に町道に隣接する急傾斜地や砂利採取跡地に太陽光発電施設を設置するために、傾斜地の雑木を伐採し、土中に埋却したり保安林農地法定外財産等を侵害、汚損し、また他人の土地を無断で開発していますが、太陽光発電施設を設置する場合は、自然環境保全条例に基づく許可申請あるいは開発指導要綱に基づく事前協議が必要であるが、それらを行っているの所業なのかを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 林地開発、保安林、いろいろな農地法でありますとか、森林法、さまざまな法律がございますので、そこに係る場合につきましては当然担当部署と相談の上、事前に近隣住民等に説明をするようにしております。それ以外、はっきりいって法に係らないものでありましたものは、現在としては特段の措置はしておりません。

○議員（児玉 助壽君） だから今、この保全条例にもとづく許可申請である、この要綱に基づく事前協議は行われとらんちゅうようなふうに捉えたがよ。その辺なことをせんづつ、開発工事ができるとですか。

○町長（日高 昭彦君） 必要な事前協議は行っております。

追加いたします。開発する場合において、必要である事項については当然、事前の協議は行っておりますので、申し添えます。

○議員（児玉 助壽君） 事前協議を行ってやってやったら、最初はこれは町の職員が中止を喚起しよったわけで、それを聞かんでやりたい放題やってやけど、ちゃんとやったらそれはそういうことはないはずやけんの。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質問にお答えします。

都市計画法により、都市計画域内の3,000平米以上、都市計画区域以外は1万平米以上の土地を建物建築物の建築のように供する目的で土地の区画のケースの変更等を行う場合は、開発工事者は建築士の許可が必要になります。

しかし、今回の太陽光発電の造成建設につきましては、太陽光発電設備が建築基準法の第2条第1項に定める建築物に該当しないため、開発行為は不要となっておりますので、届け出は不要ということで、許可の申請は不要ということになっております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） あそこの場所は、平成14年の台風で今、工事しよるとこの跡地で、ため池ちゅうかそういうもんがあって、この14号の大量の雨水によって雨水がたまり、その圧力に耐え切れず法定外財産の擁壁が決壊し、大量の土砂が流出、その土砂が県道を飛び越えてJR線路まで到達し、列車が不通になりました。

また、その南に約500メートル離れた急傾斜地においては、一昨年6月12日の大雨でがけ崩れが発生、土砂が県道を埋め尽くし、通行止めになるなどし、現地急傾斜地は保安林に共生されています。高鍋小丸川から都農名貫川の間の日向灘に面した急傾斜地は、がけ崩れ危険地区に数カ所が指定されるなど、脆弱な地形・地質をしているが、乱用開発を黙認しているような状況であります。これらは問題はないのか。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午後1時38分休憩

.....

午後1時40分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

○建設課長（村井 俊文君） 今、造成を行っているのは木を、砂利といいますか、あそこは急傾斜地には指定をされておられませんので、別段問題ないというふうに考えております。

ただ、今、造成しまして雨が降ったときの流出量が——流量が多くなると考えられますので、今、法定外の河川がありますが、あそこの容量が不足すれば、何がしかの対応はお願いしなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今の法定外財産の河川については、今回の大雨でもですが、以前から汚濁水が流出しておりますが、この大雨事由は目を覆うほどの汚濁水が海に流入していたわけですが、きょう現在でも汚濁水は流入し続けております。

最近、藻場の磯焼けが深刻な状況になっておりますが、藻場の磯焼けの大きな要因の1つで、汚泥が石に付着して藻の種がつかんちゅうような状況で磯焼けしとるわけですが、今後、これから先、梅雨、台風時期になるわけですが、この藻場に与える漁業被害ですね。今、この汚濁水が海に流入しとるのを黙認すれば、当然、これ気がついとって放置しとる、町のほ

うにも責任が発生すると思うわけですが、これは水質汚濁防止法と法的措置を講じて、規制をかけていくべきではないのですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

汚濁水が海に流出しているということでございますが、私たちどもも漁協と連絡があったときには開発者のほうに、そういう連絡がっておりますので、対応をお願いしますとお伝えはしております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 開発者に言うて、何もせんか言いよったけど、もう法的措置を講じらん限りは開発者は放置、そのままやります。

災害について、町民が自負してきました平田川が今回の大雨で氾濫し、今までにない被害が出ましたが、平田川の災害防止をするための整備も必要ではないかと思っておりますが。

今までこの、雨水を涵養保水し、河川や側溝への急激な流出を緩衝してきた雑木林や里山などの林野の多くが、近年の太陽光発電ブームで消失し、保水力のない広大な発電所用地と変貌しております。その影響による多種多様な冠水被害が危惧されるが、それら災害を防止するためにも、立地場所や面積に応じ、調整池や側溝を整備させるなどの排水管理条例等を設置すべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 災害防止って言うのは大きなテーマでもありますし、何人かの議員にも言われておりますけど、今回の大雨の影響っていうのも非常に大きなことであります。大きく捉えますと、これから全市町村で新しくつくり直す、新しくつくるというところがございます。

今、言われました太陽光に関しましても災害が懸念される、そういうことも十分、これから課題として取り上げていくべきだと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 一部の例として、この3日、年間の日照時間がトップ、全国のトップレベルの長野県佐久市の例を上げると、地域の特性を生かし、太陽光発電施設の普及促進を図る一方で、太陽光発電施設の設置に伴い、自然災害発生等による市民生活への影響が懸念されるため、佐久市自然環境保全条例施行規則及び許可並びに佐久市開発指導要綱を一部改正し、土地の地目全般にわたる行為についての規制・指導を行うことで、良好な自然環境の保護と災害の防止を図り、快適で安全な市民生活の確保に努めています。

その必要性を今回の想定外の大雨により、大雨被害によることで痛感しましたが、議会一丸となり英知を集結し、条例等を整備し、規制をかけるべきと思いますが、もう一度、町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 今、言われましたように、住民の、もしくは川南町の快適で安全なまちづくり、そういう地域づくりちゅうのは大事な視点でございますので、必要なもの、これからの考えられるものについては当然、いろんな課題として考えていくべきだと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 次に、保育園の問題であります。発注者が費用を出したから問題のないようなこと、言われるけれど、市民入札参加予定者選定一覧表では、この落札した業者については法人と関係なしとなっていますが、確かに法人とは直接な関係はないと思われます。しかし、法人理事長と設計士は懇意の仲であり、落札業者とその設計士は懇意の中であることが、これは業界で知らない者がいないほど有名であり、入札談合のにおいがします。

その根拠となるものがこの入札結果表であります。これによると、これは近くの西都市、宮崎市の業者、山ほどおりますが、距離的に遠く、輸送経費が加算、事業費が膨らむ設計費込みの小林市の業者が児湯地区7社の中に1社だけ選ばれ、1回目の入札で予定価格1億7,800万円にわずか100万円の誤差の1億7,900万で入札しています。これは、他の7社のうちで一番低い1社の入札だが、2億320万円より2,420円安く——2,420万円安く、高い2社2億5,000万より7,100万円安い、7社入札高平均の2億2,760万よりも4,860万安くなっていますが、このことについて疑問とか、そういうものはないとですか。

○町長（日高 昭彦君） 入札に関しましては、こちらとしては何ら問題はないと考えております。

○議員（児玉 助壽君） いまいちそういう認識が欠けとるようでありますが、7社で一番安かったこの2億320万円が採算ぎりぎりの金額だったと思っただけですが、それにより、児湯地区の7社は採算が合わない判断、2回目入札で撤退・辞退しております。発注者は設計士の予定のとおり、小林市の業者が落札、その結果、落札額1億7,500万掛ける消費税が1億8,375万になりますが、プラス追加工事費——理事長の説明による追加費が3,600万になるわけですが、2億2,000万円の時。ということは、約2億2,000万円になるわけですが、3,600万追加すつと。追加工事で。7社中最低価格2億320万掛ける消費税2億1,336万になるわけど、それよりこれ、600万多くなつとつとですよ。

したがって、これ、公平公正であるべき入札制度を妨害して、不足分を穴埋め、水増し請求しとることにならんですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 今回の入札に関しましては、町としては業者がやっておりましたので、その対象外ということについて問題ないと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 問題がねえちゅうとつと問題がねえ、問題があつたら大変なことじゃから問題がねえちゅうけど、2億2,000万は当初請負契約の約2割増となっております。これは、県の設計変更に伴う契約変更の取り扱い基準1項の、変更後の請負見込み金額が当初の請負代金額の100分の130以下であるとき、これを悪用した入札妨害による出来レースと思われても仕方がないとじゃねえですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 何度も申し上げますけど、今回の入札に関しては何ら問題はないと認識しております。

○議員（児玉 助壽君） 問題がねえちゅうとやったら、川南保育園を運営するこの石井記

念友愛社は何か所運営しとつとですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 児玉議員の御質疑にお答えしたいと思いますが、石井記念友愛社、川南町におきまして、川南保育園ともう1カ所の2カ所の保育園を委託しております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 何か所。

○福祉課長（篠原 浩君） 川南町におきまして2カ所の保育所を委託しております。

○議員（児玉 助壽君） 全部で。全部で何か所。

○福祉課長（篠原 浩君） 川南町内で2カ所です。

○議員（児玉 助壽君） 高鍋や都農やらしよるじゃろ。

○福祉課長（篠原 浩君） その部分は手元資料がありませんので、ちょっとお答えできませんが、後で調べて御報告します。

○議員（児玉 助壽君） 何か、何言いよるか聞こえんちゃが、何か所ち言われた。

後で調べんのはわかった……

○議長（竹本 修君） 答弁はさせますが。

○議員（児玉 助壽君） いいですよ、もう。後で調べんなわからんほどの数の保育所を運営しとつとですが……。さっき言ったがね。そんぐらい運営しとつとですよ。

最近、連日、宮日がその実績、この慈善事業を賛辞するほどしとつとですわ。そのことからして、保育施設に何が必要なか十分熟知しており、この友愛社であります。

その友愛社では施設構造、それを理想とする施設構造に設計し、建設確認申請書ほか書類を提出しているはずであります。また提出以前に関係部署において建築確認申請に係る書類と設計図書一式、条例等に関する必要書類、設計図書一式の厳しいチェックを受けとるわけですが、なんで追加工事が発生すつとですか。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後1時58分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

○福祉課長（篠原 浩君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

追加工事につきまして、必要になった理由でございますが、これにつきましては、工事を進める過程で利便性を高めるための収納棚、それとかシンク、それとか補助対象外の外壁工事、それに係るものでございまして、これにつきましては、建築確認の必要はないものと考えております。

それと、先ほど町内の石井記念友愛社の保育園の箇所数でございますが、10カ所でございます。

以上でございます——全体で10カ所でございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今、課長説明あったが、建設途中にいろいろ出てきたちゅうけんども、この追加工事の3,600万ちゅう金額はですよ、このひばりが丘の1戸建て住宅の3軒分になつとですよ。3軒分、3,600万の工事費がこの図面のどこに投入されたとですか。

○町長（日高 昭彦君） 今回の入札に関しまして、構造や規模に関する設計ということでございますので、それについては変更は必要ないと。それということございまして、町の立場としては、業者が入札をする、それに我々としては立会いをするということでございます。内容の追加工事の必要なものということに関しましてのいろんな指図とか、そういう立場ではないと感じております。

○議員（児玉 助壽君） この、補助金が1億2,675万交付されとるわけですが、違う内容にじゃったらこれはその設計図書と請負契約、ちゃんとしたものがあるはずじゃけど、それ、拝見させてもらえますか。

○福祉課長（篠原 浩君） 児玉議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、この追加工事につきましてでございますが、これにつきましては、先ほど議員のほうで3千数百万ということでおっしゃっておりますが、これにつきましては、建築費につきましては1,368万5,700円でございます。

設計料がその5%、68万2,500円、そして備品関係が2,507万502円ということで、追加工事もろもろ備品関係を合わせまして2,943万8,702円という形でございます。

当然、当初の建築工事費と設計料、これを合わせたものが1億9,275万でございますが、この時点で、今回の補助基準額が1億6,900万ということで、これをオーバーしております。当然、この部分、本体の構造とか形状を変えるものではございませんので、これを足したとしても補助額は変わりません。

この部分の契約設計、どの契約書に関しましては、後でコピーをお渡ししたいと思います。以上です。

○議員（児玉 助壽君） それがねえと質問できんとよね。もう口では言わるんけんが、やっぱちゃんと確認するくらいの物証がないとよ。

補助対象外事業でオーバーしとることはわかるけど、補助対象事業も含めたこれ、この当初の請負額は1億、だから消費税入れて1億何ぼか。それも含めた金額でしょ。

その補助対象事業の補助残を含めた入札額じゃねえはずじゃが、相対的な事業費になつとるはずじゃが。違いますか。

○福祉課長（篠原 浩君） 先ほども申しましたように、当初の契約金額が1億8,375万と。この中で国——国っていうか、宮崎県安心こども基金特別事業の保育所緊急整備事業の補助の上限額が1億6,900万、これを超えた部分に関しましては補助の対象にはなりません。だから、あくまでも町の補助金もしくは国の補助、この部分に関してはこの1億6,900万を基準に算定されております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） だからね、そんぐらいのもんがあったら、今言いよった駐車場だの子供遊具だの何したとか言いよるけど、その枠の中で、この全部使うならええけど、この今言うた、あんたの金額がこの駐車場やら遊具に使われたら、してそれを判別するもんがねえですわ、あんたが言う、さっき言うた設計図書じゃの請負契約。それがあれば、俺も何も言わんけど、どこが補助と、今その当初の請負金額で実施された事業か、別途発注した事業かわからんじゃないですか、その、何がなかったら。請負契約と設計図書ですか。それがなかったら判別できんじゃないですか。

だから、判別できんから不正運用っち言いよるわけですわ。

○福祉課長（篠原 浩君） この部分に関しましては、あくまでも補助を超えた部分の追加工事という形で別契約を結んでおられます。

その見積書関係についても、こちら、いただいておりますので、議員のほうに資料が必要であれば、お渡ししたいと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 改修工事やら何ならじゃったら、見えんところ、欠陥があったらそういう追加工事やら何やら出てくるかもしれんで、あくまでも新築工事じゃかんよ。ましてや、子供の安全・安心を守る施設じゃがね。それをそげなところへ追加工事をたやすく認めとらんね、チェックば厳しいはずじゃが、誰もこれ、去年かこの追加工事、設計変更の許認可、誰が付与したとね。

○副町長（山村 晴雄君） 先ほどから福祉課長が答弁をいたしておりますとおり、構造やその規模に対する変更をしたものじゃないということが1つ、それと補助対象事業でない、要するに単独事業です。自己資金でやった事業ですから、そこに附帯の、それから外構工事とか駐車場とか、そういったものは補助対象外ですから、これはもう、おしてこの法人が単独でやった事業でありますので、そこをチェックする分というのは町としてはないと思います。

○議員（児玉 助壽君） しかし、そんげ言うてやったら、その設計図書と請負契約を出してくれって。

○副町長（山村 晴雄君） 今の件に関しては追加工事であったりとかそういうのは単独でありますから、これは法人の承諾がないと出せない、私は思います。

○議員（児玉 助壽君） たら、単に議会の審査云々何も要らんことになるじゃねえね、そんなこと言いよったら。そげん言うて逃げるけど、個人情報保護法かなんか知らんけど。

いいですか。副町長が何ぼ言われてもちゃんと俺はこの質問要綱でも出しとるわけじゃが。そんぐらいあんた、言うて、構えとくのが筋じゃねえね、適正化を質問しとるやけ。自分のほうが正しかったら、それに対応できるほどの資料を提出すつと、当たり前じゃねえね。

○副町長（山村 晴雄君） 何遍も申し上げますけども、この追加工事は全て法人の自己資

金であります。このことに関して町はとかくそのチェックをするとか、そういう必要性はないと、できないと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 自己でんね。児童福祉法の安全基準や何やがあつてやね、そのチェックせんならんやないね、追加工事すつと。それもせんととしたら、認めたちゅうことになるよ、あんた。認めたと、それを。認める権利がどこにもねえはずじゃが、あんたな。町にそんな権限、あんね。

○副町長（山村 晴雄君） ですから、それはできないと先ほど申し上げてるとおりでございます。

○議員（児玉 助壽君） ほんじゃから、追加工事やらそげなこと、認めるとはやね、これ児童福祉法の安全基準、そういう厳しいチェックを受けんな、チェックをね。受けんなつ、されんじゃねえね。その物証、見せて言うよ。あんたらが許認可与えたっちゃろ。

簡単なできんはずじゃが……。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問に答えます。

構造とか規模、そういうチェックは当然しておりまして、そこに変更はないということで、再度申し上げます。

〔「そういった児童福祉法の安全基準に適合しとるか問題もあるじゃけんね。」と発言する者あり〕

○町長（日高 昭彦君） 何度も申しますけど、必要なチェックはしておりますので、問題はございません。

○議員（児玉 助壽君） チェックしたら、チェックした何があるか。町がチェックしたら、物証となるもんが。それ、出さんね。

○議長（竹本 修君） 児玉助壽君に申し上げます。発言は指名を通知してお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 時間がねえかいじゃがね、無駄な時間使わせんな。そん福祉法、ちゃんとしとって。

○副町長（山村 晴雄君） 先ほどから申し上げておりますとおり、この補助対応になっている分ですね、これに関してはもう審査を経て、県の審査あるいは国の審査を経て基準を淘汰しておると思いますし、その後、追加工事についてもちゃんと認可保育所ですから、それも県もそれなりの対応はチェックをしているというふうに……。

○議員（児玉 助壽君） あるじゃろそれが。出せって言うてある……。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午後 1 時56分休憩

午後 1 時58分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

○議員（児玉 助壽君） これはこの、入札の価格、破格のこの安値で落札して、今、担当課がその別途工事とか補助対象外の事業であるとか言いよるけど、その証明する物証がねえっちゃうことは、これ、その破格の安値で落札したやつの穴埋めに、これ、水増し請求したちゅうて仕方がないじゃないですか。

この建設事業については昨年の9月の議会でも、これ、疑義を申し出たところじゃけど、副町長は自由経済の中の自由競争であるから、結果については企業努力と認識していると、答えているわけですけど、自由経済じゃろうが、社会で自由競争じゃろうが、節度がないといかんとじゃねえね。これが節度がある自由——経済の自由競争ち言えますか。物証も出さんで。

副町長は9月議会でこの、わけんわからん町の予算書での財政運営とか企業努力を言いよったけど、自分だったらこの本事業に関して、これは関する保育園の委託、建設事業で発生するこの利益を町内業者や町内の経済、町民生活に還元し、町の財政に反映できなかったこと、俺は反省しますがね、俺はね。

税金を町内で循環させ、町の経済を活性化させ、町民に還元し、生活を豊かにするという、この町の住民の奉仕者である認識が欠如しとつとやねえですか、副町長。

ええですか、参考までに言いますが、高鍋町ではもう、うちは建設入札の入札の条例は7社以上3カ所は入札ができんような一昔前の古い過去の遺物の条例をひっ提げてしよるけど、高鍋ではもう、4社1億、今度耐震建設しよるわけじゃが、するわけじゃが、高鍋は1億3,000万の事業になって、町内4社の業者で入札しよるが、そこまで工夫していきよっちゃけど、今、福祉施設の福寿園か、あのときも言うたっちゃけど、町単独事業でできえんかったっちゃからこれはもう無理かもしれんけど、その工夫したり何たりすること、知らんとやねえね、口先ばかり努力するじゃの、検討するばかり言うとするけど、実行してくださいよ。

○町長（日高 昭彦君） ただいま御指摘のとおり、地域の経済を回す町内業者、それは大事な視点でありますし、今回の工事に関しましては、県が認めた工事であります。よって、我々としてはこれ以上は言うところがございませんし、町が発注した事業でもございません。

また、入札に関しては当然、所定の手続きを踏んでおります。思いとしては、我々も町内業者に受けていただきたいというのは当然な思いであります。そこに工夫という言葉を使うのであれば、それはあらかじめ談合に聞こえるような気がしますので、我々としては基本を踏まえて、地域の経済をどうやって回すか、そしてなおかつ法を遵守して、これからもやっていきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 俺、談合せんとつち言いよつとやない。談合しとつとやねえね。これ、こんがなつと。あんたが黙認しとつと。俺、談合せえちゅうようなこと言いよるけど。条例を変えれば済むこっちゃねえね。その地方自治法で裁量権を与えとつちやねえね、この指名競争入札は。足らんかったら、プラスが足らんかったらJVとかそういう方法もあ

るし、ちょっと工夫しなさいっちゅう言いよつとですがね。

○町長（日高 昭彦君） いろいろな御指導をいただきながら、我々としても精一杯の工夫をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹本 修君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後 2 時05分散会
